

令和元年 6月 6日開会

令和元年 6月25日閉会

# 令和元年第2回(6月)定例会

川根本町議会

## 令和元年第2回（6月）川根本町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

### 第1号（6月6日）

○開 会	5
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○諸般の報告	5
○行政報告	5
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○報告第1号の報告	6
○承認第1号の上程、説明	7
○議案第20号の上程、説明	8
○議案第21号の上程、説明	8
○議案第22号の上程、説明	9
○議案第23号の上程、説明	9
○議案第24号の上程、説明	10
○議案第25号の上程、説明	10
○議案第26号の上程、説明	11
○議案第27号の上程、説明	12
○散 会	12

### 第2号（6月14日）

○開 議	15
○議事日程の報告	15
○諸般の報告	15
○議案第21号訂正の件	15
○承認第1号の質疑、討論、採決	16
○議案第20号の質疑、討論、採決	17
○議案第21号の質疑、討論、採決	17
○議案第22号の質疑、討論、採決	18
○議案第23号の質疑、討論、採決	19

○議案第24号の質疑、討論、採決	19
○議案第25号の質疑、討論、採決	21
○議案第26号の質疑、討論、採決	22
○議案第27号の質疑、討論、採決	22
○日程の追加	23
○議案第28号の上程、説明、質疑、委員会付託	24
○議案第29号の上程、説明	25
○議案第30号の上程、説明	26
○散 会	26

### 第 3 号 (6月25日)

○開 議	29
○議事日程の報告	29
○諸般の報告	29
○一般質問	29
山 本 信 之 君	30
澤 西 省 司 君	34
野 口 直 次 君	48
石 山 貴美夫 君	58
○議案第28号の委員会審査報告、質疑、討論、採決	73
○議案第29号の質疑、討論、採決	75
○議案第30号の質疑、討論、採決	75
○川根本町議会議員派遣の件	76
○閉 会	76

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	中	原	緑	君
2番	澤	西	省 司	君
3番	石	山	貴 美 夫	君
4番	杉	山	広 充	君
5番	坂	本	政 司	君
6番	野	口	直 次	君
7番	中	野	暉	君
8番	太	田	侑 孝	君
9番	山	本	信 之	君
10番	中	田	隆 幸	君
11番	藺	田	靖 邦	君
12番	中	澤	莊 也	君

不応招議員（なし）

## 令和元年第2回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

令和元年6月6日(木)午前9時開議

諸般の報告

行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について  
(平成30年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 4 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第 5 議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について  
(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 7 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 日程第 8 議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 9 議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算  
(第1号)
- 日程第11 議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第12 議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算  
(第1号)

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中野	暉	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	藺田	靖邦	君	12番	中澤	莊也	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木敏夫	君	副町長	森紀代志	君
教育長	大橋慶士	君	総務課長	野崎郁徳	君
企画課長	大村妃佐良	君	情報政策課長	山田貴之	君
税務住民課長	坂下誠	君	くらし環境課長	梶山正幸	君
健康福祉課長	北原徳博	君	高齢者福祉課長	海老名重徳	君
農林課長	後藤泰久	君	建設課長	大村浩美	君
総合支所長兼 観光商工課長	中野裕文	君	教育総務課長	森下育昭	君
社会教育課長	平松敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下和英	君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木浩之

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中澤莊也君） ただいまから、令和元年第2回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中澤莊也君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中澤莊也君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。



◎諸般の報告

○議長（中澤莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

5月30日、町長から第2回定例会の招集告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、報告1件、承認1件、議案8件が町長から提出されております。

次に、川根本町議会会議規則第129条第1項ただし書きによる議員の派遣決定の報告書を配付してありますので、御了承ください。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中澤莊也君） 今期定例会招集に当たり、町長より行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは令和元年第2回の川根本町議会定例会、全員の皆さんに御出席をいただきまして開催されますことをお礼申し上げたいというふうに思っております。

これまで平成の時代にも、皆様方には川根本町のために私ども行政と一体となって頑張っていたいただき、順調に推移をしているというふうに思っております。令和に入りましたけれども、これからも行政の皆さんと議会の皆さんが一体となって町民のために頑張っていくことをお誓い申し上げたいというふうに思っております。どうぞ、きょうはよろしく願いいたします。

○議長（中澤莊也君） ありがとうございます。



### ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中澤莊也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番、中田隆幸君、11番、藺田靖邦君を指名します。



### ◎日程第2 会期の決定

○議長（中澤莊也君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月25日までの20日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月25日までの20日間に決定しました。



### ◎日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成30年度川根本町一般会計予算）

○議長（中澤莊也君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成30年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、鈴木敏夫君。



○町長（鈴木敏夫君） それでは、繰越明許費繰越計算書について説明をさせていただきます。

報告第1号は、平成31年3月定例会におきまして御承認をいただきました平成30年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定をいたしましたので報告をするものであります。

繰越明許費繰越計算書をごらんください。

第6款農林水産業費、第2項林業費は林道塚ノ山線開設工事2,222万円。

第7款商工費、第1項商工費は、寸又峡観光資源民間活用可能性調査業務委託費442万8,000円。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は、町道下長尾向井線道路改良工事932万円。

同じく第3項河川費は、準用河川島沢川排水ポンプ設備改修工事と普通河川タルノ沢改良工事の2件、合計1億1,246万円が翌年度繰り越しとなります。

第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費は、林道千頭嶺線災害復旧工事で927万円。

同じく第2項公共土木施設災害復旧費は、町道閑蔵支線道路災害復旧工事4,830万円を翌年度繰り越しとするものであります。

なお、平成31年3月定例会におきまして御承認をいただきました事業のうち、第2款総務費、空き家改修事業費補助金及び第6款農林水産業費、町単独蕎麦粒線改良工事につきましては、年度内に完了したため繰り越しとはなりませんでした。

全7事業、繰越総額2億599万8,000円が繰越事業となりました。

なお、各事業の進捗状況につきましては、別添事業進捗状況等一覧にてごらんいただければありがたいと思います。御確認をしてください。

以上、繰越明許費につきまして報告をさせていただきました。

以上です。

○議長（中澤莊也君） これで報告は終わりました。

本議題は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により町長が議会へ報告するものです。



◎日程第4 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（中澤莊也君） 日程第4、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 承認第1号です。川根本町税条例等の一部を改正する条例について、提案理由の説明をさせていただきます。

承認第1号、川根本町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について説明をさせていただきます。

地方税法の一部を改正する法律が平成31年3月29日に公布され、これにあわせて地方税法施行令についても一部改正が行われました。

これらの法令の一部改正を受け、川根本町税条例を改正し、平成31年4月1日より施行する必要がありましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、川根本町税条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、その承認を求めるものであります。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第5 議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（中澤莊也君） 日程第5、議案第20号、川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第20号です。川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を説明させていただきます。

この改正は、本年10月に予定をされております消費税率引き上げに伴い、低所得者の介護保険料に対する軽減強化のため、介護保険法施行令に従い、川根本町介護保険条例の一部を改正し、第1段階から第3段階の方々の保険料について、さらなる軽減を図るものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第6 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について（川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター）

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第21号、公の施設の指定管理者の指定について（川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第21号です。公の施設の指定管理者の指定について説

明をさせていただきます。

該当する施設の名称は、川根本町瀬平高齢者デイサービスセンターであり、今回、指定管理者となる者は、島田市川根町家山にある株式会社くぼた社長、久保田文雄氏であります。

指定の期間は令和元年8月1日から令和4年3月31日までの2年8カ月となります。

当該事業者は、現在も介護保険法に基づく通所介護事業を実施しており、継続的かつ安定的な運営を鑑み指定をさせていただきたく、川根本町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



#### ◎日程第7 議案第22号 工事請負契約の締結について

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第22号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第22号です。工事請負契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、令和元年度町単独事業、本川根南部簡易水道新小長井配水池新設工事請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る5月17日に4社をもって指名競争入札を実施し、株式会社神田組が落札し、契約金額1億3,530万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から令和2年2月28日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



#### ◎日程第8 議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（中澤莊也君） 日程第8、議案第23号、工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第23号です。工事請負契約の変更契約の締結について、提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、昨年の9月議会におきまして御承認をいただきました平成30年度準用河川等改修事業、島沢川排水ポンプ設備改修工事請負契約について、昨年度の着手以降、工事の進捗に

あわせ、工種等精査を進めた結果、契約金額を44万8,200円減額する変更工事請負契約を締結しようとするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第9 議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算

(第1号)

○議長（中澤莊也君） 日程第9、議案第24号、令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第24号です。令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9億2,530万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65億7,530万3,000円としたいものであります。

また、第2表の債務負担行為の補正につきましては、住基ネットワーク機器の賃貸借及び保守契約に関するもので、令和6年度まで限度額を1,722万6,000円とするものであります。

第3表の地方債の補正につきましては、B&G海洋センター改修工事の財源として、合併特例債の限度額を1,260万円から1,990万円に引き上げるものであります。

今回の補正は、農林水産業費において全額国庫補助金であります、産地パワーアップ事業費補助金として8億8,400万円という非常に大きな事業費を計上しているほか、新たに企業誘致のためのプロモーションウェブサイトを構築するための経費や、本年10月よりスタートとなる幼児教育無償化に対応するためのシステム改修経費、参加者数増加等による増額の必要となったカナダ、インドへの海外研修経費委託料の増額、緊急修繕が必要となった学校管理費の増額等に加え、大規模修繕助成が採択をされたことに伴う海洋センター改修工事に要する経費の追加が主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第10 議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業

特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第10、議案第25号、令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第25号です。令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,538万円としたいものであります。

今回の補正は、死亡等の理由により還付される保険料が対象者数の増加により不足が生じ、還付対象者へ早急に還付する必要があることから増額補正をお願いするものであります。

なお、今回の補正に要する経費は、全額、広域連合から町へ還付されることとなり、あわせて歳入予算の増額補正をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第11 議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第11、議案第26号、令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第26号です。令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要につきまして説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ54万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,724万円としたいものであります。

歳出では、低所得者保険料軽減のためのシステム改修経費の追加を、歳入におきましては、低所得者保険料軽減による介護保険料収入の減額とシステム改修に伴う国庫補助金の計上、低所得者保険料軽減等に対応するため一般会計繰入金を増額する補正であります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎日程第12 議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第12、議案第27号、令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第27号です。令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算（第1号）の概要について説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ494万2,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,894万2,000円としたいものであります。

今回の補正は、今後の町全体の地域医療体制を維持していくための方策として、県立総合病院が実施をしております「ふじのくに家庭医／総合診療後期研修プログラム」を活用し、いやしの里診療所において、将来の家庭医養成に係る取り組みに要する経費を補正するものであります。

これに加えて、新たに在宅酸素治療が必要となった患者様に対応するため、在宅酸素治療供給装置借上料を計上しております。

今回の補正に要する財源といたしましては、診療報酬収入の増加と一般会計よりの繰入金を計上しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（中澤莊也君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の本会議は6月14日午前9時に開会し、承認及び議案の質疑、討論、採決を行います。本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 9時25分

## 令和元年第2回川根本町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第2号)

令和元年6月14日(金) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 議案第21号訂正の件
- 日程第 2 承認第 1号 専決処分した事件の承認について(川根本町税条例等の一部を改正する条例について)
- 日程第 3 議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)
- 日程第 5 議案第22号 工事請負契約の締結について
- 日程第 6 議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結について
- 日程第 7 議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 追加日程第 1 議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 追加日程第 2 議案第29号 財産の取得について
- 追加日程第 3 議案第30号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（12名）

1番	中原	緑	君	2番	澤西	省司	君
3番	石山	貴美夫	君	4番	杉山	広充	君
5番	坂本	政司	君	6番	野口	直次	君
7番	中野	暉	君	8番	太田	侑孝	君
9番	山本	信之	君	10番	中田	隆幸	君
11番	藺田	靖邦	君	12番	中澤	莊也	君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	鈴木	敏夫	君	副町長	森	紀代志	君
教育長	大橋	慶士	君	総務課長	野崎	郁徳	君
企画課長	大村	妃佐良	君	情報政策課長	山田	貴之	君
税務住民課長	坂下	誠	君	くらし環境課長	梶山	正幸	君
健康福祉課長	北原	徳博	君	高齢者福祉課長	海老名	重徳	君
農林課長	後藤	泰久	君	建設課長	大村	浩美	君
総合支所長兼 商工観光課長	中野	裕文	君	教育総務課長	森下	育昭	君
社会教育課長	平松	敏浩	君	会計管理者兼 会計課長	藪下	和英	君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩之



開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は6月6日と同様ですので、御了承願います。



◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月6日の本会議散会后、全員協議会を開催し、上程議案の詳細説明を受け、その後、議  
会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会2日目の議事日程等について御協議をいただき  
ました。誠にありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。



◎日程第1 議案第21号訂正の件

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、議案第21号訂正の件を議題といたします。

町長から議案第21号訂正の理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

- 町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

大変申し訳ございません。冒頭から訂正の件につきましてお諮りをしたいということで、  
提案理由の説明をさせていただきます。

ただいまお許しをいただきましたので、議案訂正の説明をさせていただきます。

本議会の初日でありました、去る6月6日に上程をさせていただきました議案第21号 公  
の施設の指定管理者の指定についての議案を訂正したいので、川根本町議会会議規則第20条  
の規定により申し出をするものであります。

議案訂正申出書につきましては、別紙のとおりでございます。

訂正の内容であります。指定管理者の所在地に係る事項の表記に誤りがあり、正しい住所に訂正をするものであります。

以上、議案の訂正につきまして御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第21号訂正の件を許可することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号訂正の件を許可することに決定しました。

ここで、訂正後の議案を配付いたします。

（議案配付）



◎日程第2 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）

○議長（中澤莊也君） 日程第2、承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を改正する条例について）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町税条例等の一部を

改正する条例について)は、原案のとおり承認することに決定しました。



◎日程第3 議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長(中澤荘也君) 日程第3、議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤荘也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤荘也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤荘也君) 起立全員です。

したがって、議案第20号 川根本町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)

○議長(中澤荘也君) 日程第4、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤荘也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第21号 公の施設の指定管理者の指定について(川根本町瀬平高齢者デイサービスセンター)は、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第5 議案第22号 工事請負契約の締結について

○議長(中澤莊也君) 日程第5、議案第22号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第22号 工事請負契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第22号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第6 議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結について

○議長（中澤莊也君） 日程第6、議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第23号 工事請負契約の変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

---

◇

◎日程第7 議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第7、議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

1番、中原緑君。

○1番（中原 緑君） 通告をしましたので、それに従って質疑をしたいと思います。

議案第24号、令和元年歳出第6款農林水産業費、1項農業費、5目茶業推進対策費、19節負担金補助及び交付金、26細節産地パワーアップ事業費補助金8億8,400万円について。

産地パワーアップ事業の事業実施の要件として、用地の確保が必要と思われます。用地面積は、合計6,529㎡で、そのうち民有地が2,390㎡、町有地が3筆で4,139㎡です。静岡オー

ガニック抹茶株式会社は、用地の全てを賃貸借契約する予定と伺っております。

1番、町は、静岡オーガニック抹茶株式会社と、町有地4,139㎡を賃貸借契約する時期はいつごろになると見込んでいますか。また、契約の期間と賃貸借料の見込みを伺います。

2番、当該契約において、契約書に原状回復義務について記載されることになっておりますでしょうか。

以上、2点をお願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） それでは、ただいまの御質問に関しまして、町有地の賃貸借に関する案件の御質問でございましたので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、賃貸借契約期間、いつごろかという御質問がございましたが、これにつきましては、今、御質問のありました一般会計補正予算の中で関連する補正案を上げさせていただいております。この補正案を可決いただいた後、しかるべき時期に賃貸借契約を結びたいというふうに考えております。

賃貸借契約の期間につきましては、借地借家法、また、ここに建設される建造物の耐用年数に基づきまして、40年間の賃貸借契約を結びたいというふうに考えております。

賃貸借料の考え方につきましては、土地の不動産鑑定評価を実施をさせていただいております。その評価額に、賃貸借の場合、4%を上限に乗じた額を月額として考えております。また、不動産鑑定も含めまして、さまざまな諸費用がかかっております。当然、その経費も上乗せをした形の中で賃貸借料を算定をして、契約をしていきたいというふうに考えております。

賃貸借料の上乗せ、先ほど4%と申しましたが、町の内規によりますと、2%から4%という形になっておりますが、今回のケースは賃貸借契約の土地が、その後、営利事業といった形に使うということで、最大の4%を見込んでおります。具体的な金額につきましては、先方の契約がまだでございますので、また、しかるべき時期に御説明したいと思っております。申し訳ございません。

契約に関しましての原状回復義務は盛り込まれているかという御質問でございましたが、当然、土地の賃貸借契約におきましては、貸付期間の満了や契約解除があった場合には、原状回復について盛り込まれるべき内容であるというふうに考えます。今回の契約におきましても、当然のように盛り込んでおります。また、契約書の作成に当たりましては、町の顧問弁護士にさまざまな御意見、アドバイスをいただいた中で、契約をさせていただく形で進めております。

弁護士の先生からも、貸付人、借受人ともに、どちらか一方が不利となるといったような形は契約としては成り立たないということもございますので、その辺も含めて協議させていただいて、執り行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第24号 令和元年度川根本町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。



◎日程第8 議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第8、議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第25号 令和元年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第9 議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第9、議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第26号 令和元年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



◎日程第10 議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)

○議長(中澤莊也君) 日程第10、議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。



本案について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第27号 令和元年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩といたします。

この後、議会運営委員会を開催し、その後、全員協議会を開催します。

議会運営委員会は議員控室にて行いますので、議会運営委員と、行政側から副町長、総務課長の出席をお願いいたします。

町長、教育長、その他の議員は、大会議室へ移動をお願いいたします。

再開はその後といたします。

休憩 午前 9時20分

再開 午前10時20分

○議長(中澤莊也君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇

### ◎日程の追加

○議長(中澤莊也君) お諮りします。

ただいま、町長から議案3件が提出されました。これを日程に追加し、お手元に配付した

議事日程第2号 追加1のとおり、追加日程第1から第3として議題としたいと思います。  
御異議はありますか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議事日程第2号 追加1のとおり、追加日程第1から第3として議題とすることに決定しました。



◎追加日程第1 議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例について

○議長(中澤莊也君) 追加日程第1、議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、追加日程の議案第28号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。

今回の条例は、平成30年12月21日に閣議決定されました平成31年度税制改正の大綱において、国民健康保険税における負担の公平性を図ることを目的に、低所得者に対する軽減措置の拡充と、国保税の課税区分における医療分の課税限度額の引き上げが盛り込まれたことを受け、改正を行うものであります。

軽減措置の拡充は、5割軽減となる基準軽減額を1人につき5,000円、同じく2割軽減の基準軽減額を1人につき1万円引き上げるものであり、課税限度額の引き上げは、課税限度額を58万円から3万円引き上げまして、61万円とするものであります。

さらに、2点目の改正点といたしまして、平成30年4月にスタートをしております国保運営の広域化に伴い、国保税の賦課方式を所得割、均等割、世帯割に、資産割を加えた4方式であったものを、資産割を除く3方式とする方針が示され、各市町におきまして、順次、改正をしているところであります。

これを受けまして、本町におきましても、所得割、均等割、世帯割の3方式による課税方式とするよう改正をするとともに、あわせて、一部税率の見直しをさせていただくものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中澤莊也君) 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑は総括的な内容で行います。

議案第28号について質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、第一常任委員会に付託することに決定しました。



## ◎追加日程第2 議案第29号 財産の取得について

○議長(中澤莊也君) 追加日程第2、議案第29号 財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) 議案第29号です。財産の取得について説明をさせていただきます。

本案は、令和元年度電源立地地域対策交付金事業によるスクールバスの購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び川根本町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議決を求めるものであります。

本件は、乗車対象となる児童・生徒の増加に伴い、新たに乗車定員45人のスクールバスを購入するものであり、去る5月31日に、10社におきまして指名競争入札を執行し、株式会社カーサービスマツモトが1,740万円で落札をし、納期は令和元年11月29日を予定をしております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(中澤莊也君) 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎追加日程第3 議案第30号 令和元年度川根本町国民健康保険事業  
特別会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 追加日程第3、議案第30号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第30号です。令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）の概要について、説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ330万6,000円を増額をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億30万6,000円としたいものであります。

今回の補正は、国民健康保険事業費納付金や返還金の確定に伴う補正に加え、議案第28号で上程をさせていただきました川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例に基づく税率見直しによる補正と、前年度歳計余剰金が当初見込みより多額にあったことによる補正が主なものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明に代えさせていただきます。

○議長（中澤莊也君） 以上で、提案理由の説明を終わります。



◎散 会

○議長（中澤莊也君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回の議事日程の予定を報告します。

6月25日午前9時、本会議を開会し、一般質問及び議案第28号の委員長報告、質疑、討論、採決、議案第29号と議案第30号の質疑、討論、採決を行います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前10時28分

## 令和元年第2回川根本町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第3号)

令和元年6月25日(火) 午前9時開議

諸般の報告

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第29号 財産の取得について
- 日程第 4 議案第30号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 5 川根本町議会議員派遣の件

出席議員（12名）

1番	中原 緑 君	2番	澤西省 司 君
3番	石山 貴美夫 君	4番	杉山 広 充 君
5番	坂本 政 司 君	6番	野口 直 次 君
7番	中野 暉 君	8番	太田 侑 孝 君
9番	山本 信 之 君	10番	中田 隆 幸 君
11番	藺田 靖 邦 君	12番	中澤 莊 也 君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	鈴木 敏 夫 君	副 町 長	森 紀代志 君
教 育 長	大橋 慶 士 君	総 務 課 長	野崎 郁 徳 君
企 画 課 長	大村 妃佐良 君	情報政策課長	山田 貴 之 君
税務住民課長	坂下 誠 君	くらし環境課長	梶山 正 幸 君
健康福祉課長	北原 徳 博 君	高 齢 者 福 祉 課 長	海老名 重 徳 君
農 林 課 長	後藤 泰 久 君	建 設 課 長	大村 浩 美 君
総合支所長兼 観光商工課長	中野 裕 文 君	教育総務課長	森下 育 昭 君
社会教育課長	平松 敏 浩 君	会計管理者兼 会計課長	藪下 和 英 君

---

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 浩 之

開議 午前 9時00分

◎開 議

- 議長（中澤莊也君） ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。  
これより本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

- 議長（中澤莊也君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。  
なお、説明員は6月14日の日と同様ですので、御了承願います。

---

◎諸般の報告

- 議長（中澤莊也君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月14日の本会議散会后、議会運営委員会、全員協議会を開催し、定例会最終日の議事日程等について御協議をいただきました。

全員協議会終了後には議会広報委員会を開催し、広報委員の皆様には議会だより速報版の作成を行っていただきました。

6月17日、午前9時から第1常任委員会を開催し、議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを御審議いただきました。また同日、全員協議会を開催し、追加上程議案について担当課からの説明を受け、御協議をいただきました。誠にありがとうございました。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

◎日程第1 一般質問

- 議長（中澤莊也君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、山本信之君、澤西省司君、野口直次君、石山貴美夫君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。

なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） 9番、山本信之です。通告に基づきまして一般質問を行います。

地域の活性化、川根高の魅力化について。

私は71年、この川根本町に生まれ育ち、川根高校の1期生であり、同窓会会長を約50年務めてきました。今後もこの愛する川根本町が輝くようにとの思いで今回質問させていただきます。

平成30年7月、ある20代の青年が川根本町の活性化、川根高校の魅力化のために東京から移住しました。その4カ月前に、静岡新聞の「川根高校県外留学」の記事を見て、川根本町教育委員会に、部活動による学校の魅力化、地域の活性化を提案し、行政とやりとりを重ねて彼は来ました。わざわざ東京からこの町を選んで移住してくれたことに対して、大変すばらしく喜ばしいことでもあります。

教員の働き方改革の一環として、文部科学省は平成29年3月に部活動指導員の制度化、学校教育法の一部改正を施行し、それを受けて平成30年4月に静岡県でも部活動ガイドラインを作成し、その中で地域との連携、外部指導者の確保が必要と明記されております。

国・県の流れとしても教員以外の人材が専門的に指導に携わる環境が求められている中で、彼は東京から来ており、この町においては大変貴重な人材であります。外部指導者を確保するに当たっての一番のネックは財源であり、国、文部省は今年度外部指導者を活用する自治体を支援するために15億円を計上しました。それでも外部指導者が指導だけでは生活していくのは困難なため、指導者の確保が難しいのが現状であります。

しかし、彼は自分で理解を得られる地元企業を探し、勤め、自らその問題をクリアしております。彼のこの町を野球で活性化したいというエネルギーとバイタリティーは物すごいものであります。また、地域活性化のために受け入れてくださった地元企業には大変感謝するところでもあります。

高校野球を地域活性化の起爆剤として活用する自治体も多々あり、前年度の秋田県の金足農業のような日本全国でも盛り上がる力を秘めており、夏の甲子園の熱気は国民的行事のようであります。

高知県立梶原高校では、町唯一の高校の廃校を免れるために、その手段として野球部を発足し、その10年後には夏の大会で準優勝、町民が誇れる学校として地域活性化としても大きく貢献しました。

沖縄県立八重山商工高校では、平成15年に石垣市で監督派遣事業を行い、その3年後に甲子園出場、プロ選手も3名輩出しております。前までは力ある子供たちは皆、島の外へ流出した状況を、地元の学校でも夢が目指せる学校になりました。

こうした前例が各地であります。地域活性化という観点から見ても好機と捉えなければなりません。いつの日か川根高校が甲子園という夢を見てみたいものです。

現在、野球部の現状としては、過去10年夏の勝利はなく、10年間の公式戦の戦績は、高校



野球ドットコムによりますと、8勝43敗であり、今年度野球部新入生12名に対して、地元生徒はゼロ。野球で進学する生徒は皆、島田地区に流れている現状であります。

しかし、彼が来てからは、秋、23年ぶりの2勝、春は10年ぶりの勝利、また彼を慕って東京から1人、県内では全国大会出場経験のある生徒が2名、川根高へ入学しており、大変大きな効果を生んでおります。彼は移住する前に千葉県の私立校で指導しており、来る前には埼玉県の実業団のコーチ、移住してからも広島県の私立校の誘いもあった中で、彼は川根本町を選んで住んでおります。

しかし、彼は今現在、学校長にも会えず、野球部の日々の連絡も来ず、練習に行っても終わっていたり、雨の日の体育館での練習では中に入れてもらえない、グラウンド整備しかさせてもらえない状況が続き、彼は練習に参加しておりません。ただ単に個人と学校の問題ではなく、彼を受け入れた行政としても大きな責任がある中で、何度か行政に行きましたが、何の進展がないもので、今回議会という公式な場で発言させていただきました。

彼は今何のために川根本町に来たのかわからない状況が半年も続いております。町の活性化のために行政を通じて受け入れた以上、行政は紹介しただけという安易な気持ち、立場ではありません。町の責任は大変重いものと考えておりますが、町長はじめ、行政はこのような状況をどのようにお考えでしょうか、町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） ただいまの山本信之君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、山本議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

冒頭で大変申し訳ないんですが、このような質問が果たしてここで議論していいのかどうかということは、個人が特定できるというようなことが果たしていいのかどうかということに疑問を持ちながら答弁をさせていただきます。これからの検討課題かなというふうに私自身は感じておりますので、御了解をいただきたいというふうに思っております。

そのような中で、今のお話は川根高校の野球部の監督の問題等々にかかわる問題だというふうに思っております。その中で、私自身は川根高校は県立高校であるというような中では、当然ながら部活動にかかわる指導者等の関係につきましては、町がかかわるというよりは、やはり県並びに川根高校が判断する問題だというふうに考えているところであります。そのような中で、私どもは野球部後援会長を私自身も大変長く務めてまいりました。なかなか1勝もできないということで、いろんな危機感を持ちましたけれども、今は留学生を含めて大変部活動も活発になっているというような状況も承知しております。

また、私自身の行政の推進といたしましては、当然ながら川根高校、大井川鐵道、それから医療福祉の施設の関係、この3本柱は当然大事であるということで、今は3カ所の寮をつくって対応している。これは非常にお金もかかるし、大変皆様方には御迷惑をおかけする話ではございますけれども、川根高校がなくなったらどうなるかということ、大井川鐵道がなくなったらどうなるかということ、それから、医療福祉。今、千頭の診療所の先生が退任さ

れましたけれども、そのような後継者をどうするかということ、喫緊の課題が非常にあります。その中でこの監督の問題につきましては、当然ながら川根高校が対応するということが一つでございますけれども、私どもはどのような形で支援ができるかということを考える必要があるというふうに思っております。

それともう一つ大事なことは、今現在、川根高校の野球部の中で大きな問題が起きているかどうか。私はそこには何もないというふうに確信をしておるものですから、町がかかわり合って対応する話ではないというふうな認識を持っているということで御理解いただきたいと思っております。

しかしながら、サポート的に応援するということは当然地元の高校でございますので、今までどおり支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） 行政と役場は町民に対してどれだけ寄り添えるかが本質であり、基本中の基本だと考えます。

その中で町長は以前、野球指導とともに私生活面での指導をして、寮で働いてみてはどうかとすばらしい発想を提示していただきました。そのことを踏まえて、教育委員会に行ったところ、委託会社の社長の名刺を渡され、自分で電話してくれとの対応でした。案の定、社長さんの話がかみ合うことはなく、もう一度教育委員会に行きましたが、それ以後、3カ月間何の音沙汰もありません。その3カ月の間に国の制度である地域おこし協力隊を活用して、ほかの人を寮で受け入れようとしております。順番が逆ではありませんか。

さんざんな対応をされ、待っている身になれば、怒りが込み上げてくるものであります。副町長に対しては、行政とやりとりを重ねて、移住までして町のために来た人間に対して、紹介しただけ、行政には責任にはないという姿勢で本当によいのでしょうか。また、百歩譲っても、校長と会えず、紹介したと本当に言えるのでしょうか。

このような行政の姿勢では町民は離れていきます。若者の定住とよく言いますが、このような若者に対しての対応を見ると、現実は大分冷たいのではないのでしょうか。最も身近でどんな問題に対しても町民に寄り添う役場、行政であってほしいと願います。一人一人の人生がかかっております。全力で対応していただきたく思います。町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 教育総務課長、森下育昭君。

○教育総務課長（森下育昭君） それでは、今の山本議員の質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ただいまの質問の中で、地域おこし協力隊を寮の運営のために募集されたような御発言がありましたが、特に寮の運営のために募集しているわけではありません。川根高校と町をつなぐパイプ役と、今後、川根高校の魅力化を推進するためのものとして地域おこし協力隊を現在募集させていただいているところでございます。これまで町としましては、対応

可能な範囲の中でかかわらせていただいております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） 彼はこれから来るのではなく、もう住んでおります。遊びに来ているわけではなく、人生をかけて町の活性化、川根高の魅力化のために行政を窓口にやりとりを重ねてきております。受け入れた行政としては責任ある立場であり、一人一人の人生を大きく左右している中で、それ相当の対応と行動が求められると考えます。

彼とやりとりをした教育総務課担当は、今年3月で退職しました。しかし、担当がやめたからといって、この話は終わりなのでしょうか。また、担当だけの責任なのでしょうか。少子高齢化で人口も減っており、活性化と改革が求められる中で、町が主体性を持って県に対して要望していくのが、この町の行政の求められる姿ではないのでしょうか。

この町は若い力を求めています。その中で自分の培ってきた野球というツールで町を活性化したいという若い青年に対して粗末な対応をしてしまえば、今後このような若い力や人材が来なくなることも十分に考えられます。高校がなくなって困るのは県でも学校の先生方でもありません。この川根本町であります。

県としては認められていない寮と留学制度も、町が主体的に取り組んでできました。川根高校存続に向かえた今、発展に向かわなければなりません。彼が来たことは改革の絶好の機会であります。川根高校発展のために町から県への部活動指導員及び指導者、監督派遣を町の事業として行うことがこの町の活性化につながると考えます。

この町がどうするかが一番大切であります。よって、県立高校なものでという言葉や紹介しただけというのは責任逃れの逃げ言葉になり、通用しません。彼は活性化、魅力化のために教育委員会を通して来ているため、なおさらであります。町の活性化、川根高校の魅力化のために全力を注いでやらなければ、彼と彼を慕って来ている子供たちに対しての保障と責任をとらなければなりません。この町がやるか、やらないかだけであります。

静岡県の公立高校では、教員以外の外部監督はまだおりませんが、国や県の流れ、方針からしてできないことでもないと考えます。ましてや時代が求めていることでもあり、川根本町はもとより静岡県においても大変大きなニュースになり得ることでもあります。今後、町から県立川根高校に対して部活動の指導者を派遣できるように県に対して要望し、彼が掲げる「川根本町から甲子園」というスローガンを目指せる環境づくりをしていくことが改革の一步と考えております。スピードある対応が求められております。町長に対しては強い気持ちと使命感を持って取り組んでいただきたいと思います。

また、私自身も4期12年培った県とのパイプを生かして、県に対して要望していく中で、この町のためにオール川根本町で、ほかの町議に対しても賛同、協力をお願いするところがあります。静岡県では前例のないことではありますが、国の制度、県のガイドラインからしてもできないことでもありません。この町の活性化のために県内で初めて川根本町が最初に

行うべきです。「高校がない町に未来はない」という町長の言葉から、川根高支援、魅力化は町にとっても大切なことです。ぜひこの町のために町長に対して立ち上がっていただきたいと思いますが、最後に、私の質問を踏まえて町長に伺います。

○議長（中澤莊也君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、いろいろお話しされましたけれども、私自身も川根高校に対しましては冒頭で申し上げたとおり、大変な思い入れがございます。特に川根本町の行政の限界ではないかと言われるぐらい投資をしているということも事実でございます。これは当然ながら議会の皆さんの御協力並びに町民の皆さんの御協力があったたまものと感謝申し上げたいと思っております。

そのような中で、今、野球部の関係が主に出ておりますけれども、つい先週の土日、高校総体がございまして、カヌー競技の大会を開いていただきました。その中でも大変多くの川根高校の皆さんが頑張っていたということで、やはりこれを皆さんにも当然ながら町といたしましても、また町民といたしましても応援すべきだなというふうに思っております。

それから、もう一つ、やはり弓道部もでございます。今現在は川根高校に弓道部ございませんけれども、多くの皆さんが弓道部を復活してほしいと、弓道部がなければ、弓道部のあるところの高校に行ってしまうよというようなお話もありまして、これから川根高校とも相談しながら、弓道部の創設に向けて頑張っていきたいというふうに思っております。

そのほかの部活につきましても、地域に合った対応をしていくということは当然行政の責任であると。しかしながら、行政にも限界があるということだけは御理解をいただきたいというふうに思っております。当然ながら今までどおり一生懸命支援をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 9番、山本信之君。

○9番（山本信之君） 皆様と一体となって取り組んでいければと考えております。川根本町の活性化ということで私の質問を終わります。

○議長（中澤莊也君） これで山本信之君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は9時45分にしたいと思しますので、よろしくお願ひします。

休憩 午前 9時35分

再開 午前 9時45分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

2番、澤西省司君、発言を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 皆さん、おはようございます。2番、澤西省司、通告に従い、一般質

問をさせていただきます。

県内でも高齢化率の高い川根本町ではありますが、高齢化による不都合は日本全国共通であります。20年から30年たてば様々な弊害が表面化してまいります。今回は大きく二つの質問の中に、そういった町民の悩みや不都合さに寄り添った問題を随所にちりばめ、伺ってきたいと思います。

では、通告書にて質問事項を発表いたします。

では、最初の1番の質問です。高齢化を見据えたごみ集積所の見直しについて。

要旨1、高齢化に伴い、一部地区においては燃えるごみの集積所の新設が必要でないか伺う。

要旨の2番、白色トレーや発泡スチロールを処分する場所がない地区が多数出てきており、対策を急ぐべきではないか。

要旨3、雨天時に資源紙が濡れやすい集積所があるが、状況を伺う。

大きく二つ目の質問です。茶業を側面支援で改善に寄与するためには。

要旨の1、山間地の茶園は隣接する山林の影響を強く受けているが、今後の対応を伺う。

要旨の2、茶園を借りたときは周辺の山林は低木山林だったが、高木になれば収穫に影響が出ることで、茶園を返さざるを得ない状況となり、放棄茶園につながっているが、町の対策はあるか。

要旨3、隣接する山林からシカが出てきて茶園を踏み荒らすが、対策を伺う。

要旨4、碾茶生産に切り替える茶園が見受けられるが、来年度に向けて隣接茶園とのルールづくりを茶業振興事業において町はどのように指導するのか伺う。

要旨5、共同茶工場の茶師を確保する手だてについて。

以上です。

○議長（中澤莊也君） ただいまの澤西省司君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、2番、澤西議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、本町におけます家庭系ごみの収集は、安全かつ効率的に実施することを目的とし、各地にごみ集積所を設けるステーション方式を基本としております。それぞれの集積所の維持管理におきましては、利用者相互の助け合いによりお願いをしているところであります。そのような状況の中、高齢者世帯のごみ出しにつきましては、本来集積所を管理している利用者間の相互扶助により対応していただくことが望ましいというふうに考えております。

しかしながら、高齢者のみ世帯等に見られるように、家族をはじめとした身近な人などから協力が得られず、ごみ出しそのものが困難になることも想定をされることから、高齢者への支援状況や収集方法、議員から御提案のございました集積所のあり方等について、他市町村における情報収集を進めながら、今後の対応を議論をしてみたいというふうに考えて

いるところであります。

なお、議員から御質問のありました具体的事案に関しましては、後ほど担当課長より答弁をさせていただきたいというふうに思います。

次に、茶業支援に係る質問にお答えをさせていただきます。

最初の質問は、茶園に隣接する立木の伐採についての質問と思いますが、平成26年9月の定例会におきまして、他の議員から同様の御質問があり、お答えをさせていただいた経緯がございます。

この際の御質問の趣旨は、住宅に隣接する立木を町で伐採することができないかという質問でございました。茶園に隣接する立木も同様で、個人所有の立木伐採は原則的に所有者に対応をお願いすることになり、処理に係る費用負担につきましても、所有者あるいは関係の方々に御負担をいただくということになっております。土地が私有地である場合、町が行政力をもって剪定や伐採をすることや、指導、命令等を行うことができない旨の答弁をさせていただきましたが、現在もこの考え方は同様であります。

今年度から交付を受ける森林環境譲与税を財源といたしました森林整備事業を担当課で計画しております。この関係を含め、2点目以降の質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（中澤莊也君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　それでは、澤西議員の一般質問につきまして答弁をさせていただきます。

まず初めに、ごみ集積所の新設が必要ではないかとの御質問であります。現在、町におけます燃えるごみの集積場所につきましては、北部地域で76カ所、南部地域で87カ所、合計163カ所の集積所がございます。今後、地域によりましては、高齢化に伴い、今あるごみ集積所までのごみ出しが難しくなる事案も考えられます。ごみ設置場所の場所の選定及び管理につきましては、町長答弁のとおり、利用者の相互扶助、助け合いにより、各地区においてお願いをしているところでございます。

したがって、新たにごみの集積所を新設する場合におきましても、設置後の管理面も踏まえ、地域内で十分協議の上、役場担当課へお申し出をいただければと考えております。

また、お申し出いただきました案件につきましても、関係者間で十分に検討させていただき、対応をさせていただきたいと考えておりますけれども、ごみ収集業務に伴いましては、収集車の車両進入が困難な場所や回収ルート外の設置場所、また、回収時間などによっては対応が難しい場合もございますので、御了承いただくこともあるかと思っております。その辺も踏まえてお願いできればと思っております。

また、高齢者や障害者などをサポートする川根本町生活支援サービス、ちょいサポ活動が福祉サイドのほうで展開をされております。この事業につきましては、ごみ出しにも対応が可能な支援となっております。このようなサービスを御利用いただくことも一つの対応方法

になるものと考えられます。

次に、2点目の白色トレーや発泡スチロール処分場所に関する御質問でございますが、町内におけますトレーの集積場所は、商店による協力収集や、また、各地区の集積場所におきましても一部収集を行っている状況でございます。しかしながら、近年の商店の廃業などに伴いまして、収集できる箇所数が減っていることも現実でございます。今後の対策としましては、各地区の集積場所でのトレー回収を御希望される地区におきましては、トレー回収用のネット等を配布させていただくなどにより、御対応を図ってまいりたいと考えております。

3点目の雨天時に資源紙が濡れやすい集積所があるとの御質問についてですけれども、こちらにつきましても、各地区におきまして集積所の環境が違いますことから、全ての状況について詳細まで把握している状況ではございませんが、資源紙の回収等につきましては、町内におきましては、学校やPTAなどで実施しております古紙等資源集団回収事業とか、そういうものにあわせて各家庭におかれては集積をいただいて、その回収時に合わせて出していただけるとか状況が多いのかと考えております。

また、地区によりましては屋根つきの物置などを設置して、ごみの集積に対応していただいている地域もございます。あわせまして、そういう物置などの設置を希望される地区におかれましては、環境衛生対策促進事業費補助金というものがございます。そちらの活用をしていただければ、濡れない環境ができるものと考えております。そういう御対応も考えていただければと思っております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 大きな2点目の茶業支援に係る質問ということでお答えさせていただきます。

町長答弁のとおり、茶園に隣接する立木の伐採は所有者にお願いしたいわけですが、何度かお話をさせていただいております森林環境譲与税を財源とした里山整備事業を今年度から計画をしております。この事業は地区の合意により要望を受け、公益性を見出し、予算の範囲内で森林整備を行っていくものであります。各地区の区長様に通知をしてありますので、この事業を利用して森林整備を進めていただきたいと思いますと思っております。

3つ目のシカによる茶園の踏み荒らしということですが、茶園に隣接する山林を整備し、山を明るくすることで、けものの潜みにくい環境を整備するというのが一つの方策であると思えます。木の駆実行委員会の皆様により、山に放置された未利用間伐材を搬出し、茶園周辺の環境改善の促進に取り組まれております。町ではこの活動を応援しており、ぜひ多くの方に参加していただきたいと思います。

また、先ほどの里山整備事業を利用していただき、野生動物の住みにくい、潜みにくい明るい森を取り戻していただきたいと思いますと思っております。

次に、3点目ですが、議員御指摘のとおり、町内に碾茶工場が2カ所整備されたことによ

り、碾茶栽培に取り組む方が増えてきております。碾茶栽培は無農薬、有機栽培、いわゆるオーガニック栽培によるものと、普通の栽培によるものがあると聞いております。無農薬栽培の場合は、普通栽培の茶園とは一定以上の距離を確保していることから、普通栽培茶園との調整を要しないと考えております。

しかしながら、普通栽培の場合は、隣接する普通煎茶栽培茶園と栽培管理時期が異なることから、特に防除作業等の調整が必要と考えます。今後、農協、県等の栽培指導機関と協力し、普通煎茶栽培と碾茶栽培との調整あるいはほかの農作物栽培との調整等、新たな仕組みづくりが必要と考えております。

5つ目の共同茶工場の茶師については、各工場苦慮していると聞いておりますが、工場経営に係ることですので、町で立ち入りにくい件ではあります。共同製茶連絡協議会の会合等の中で情報交換を行い、早場所と遅場所との工場間での調整をしていくなど検討していければと思います。

また、町にあります農林業センターの茶工場を使っただき、茶師育成の技術伝承をしていただければと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） では、高齢化を見据えたごみ集積所の見直しの再質問から入ってまいります。

地区の集積所は163カ所もう既にありと、私も資料を見てそのように感じております。非常に多くあります、その中で私が新設が必要と思われる地区を三つほど選定しました。

調査したところ、小さな地区でも大体1カ所ごみ集積所はあるんですけども、問題は向井地区と久保尾地区で、これ二つ合わせて1カ所となっているのが現実です。集積所が久保尾地区にあるため、向井のおば様たちは10年近く欲しいと言いつつ、つくってくれないというようなことを言っております。

私、感じたことというか、調べますと、一度も要望事項として提出されていなかったようです。ですので、今回は区長がごみ集積所の新設の要望書を出すと言っております。しかも国道362号線沿いの自分の土地を提供してでもつくってほしいというような強い要望が出ておりますので、ぜひこの点を検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長（中澤莊也君） くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君） ただいまの御質問についてですけれども、先ほども答弁させていただきましたように、全てのものについて対応ができかねるものでもございません。今言われましたように、例えば362号線の延長線にあるということですので、この辺につきましても実際にごみ収集をしている作業員等にも確認をしながら、例えば収集時間とか収集ルート等で問題がないのかどうか、そういう面を踏まえた中で検討し、回答のほうをさせていただければと考えております。



以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 私も調べた結果、再調査して検討したいということですが、十分その検討に値するという事案ですので、ひとつよろしく願いいたします。

そして、あとの2地区ですが、やはりごみ収集は1カ所になっておりますけれども、ちょうど地区の扇のかなめのような場所にごみ集積所があります。ですので、大体の多くの道はそこを通るような形になっておりますので、現状、地区に車で運んで持っていかれるという状況が今ありますので、緊急性はないのですが、やはり高齢化を踏まえれば今後、私が今選んだこの2地区あたりは、最初にごみ集積所が必要かなというような地区でありますけれども、今回は推移を見守るということでとめ置きたいと思います。

最後に、最近のごみ事情を知るわかりやすい言葉があります。昔は「近くにごみ捨て場なんてくさくて困る」と言っていたのに、今は「あんたら、ごみ置き場が近くていいね。私ら遠くてしょうがないわ」と申しております。これで大体昨今のごみ事情がわかると思いますので、ひとつ参考にしてください。

次に、2番目、白色トレーや発泡スチロールを処分する場所がないという問題ですが、この白色トレーや発泡スチロールの回収場所の現状をちょっと説明いたしますと、旧本川根町は31カ所、旧中川根は10カ所と、回収場所がない地区が旧中川根で特に目立っております。旧中川根は、先ほど課長もおっしゃられたように、商店を主に回収場所として設置しております。そういう傾向がありましたので、当時は合理的でよかったのですが、廃業する商店が増えたため、ない地区が出てきてしまっているという、これは課長のほうもそういう状況をつかんでいるということでもあります。

一覧表にもありますけれども、元〇〇商店という回収場所が複数ありますが、現在は廃業しているため、出しにくさもあり、私の見るところでは実質上5カ所ぐらいしか機能していないと見ています。

そういう話は、どうしてですかというような話を調査している間に何気なくするんですけども、普通に燃えるごみで出しているよと。余りリサイクル品というような認識がなくなっている。それはやっぱり捨てる場所がないという現状がもうそういうふうな流れに、旧中川根ではそういう流れができていますと、そういうところではないかと思っております。特に人口の多い徳山地区や上長尾・高郷・梅高を合わせた上長尾地区に1カ所ぐらいは、リサイクル品として問題ですので、これは対策を急ぐべきと思いますが、いかがですか。

○議長（中澤莊也君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） ただいまの御質問についてですが、白色トレー等につきましては、議員も調査いただきましたように、旧の中川根地区におきましては、やはり商店街でやっていただいていた経緯というのが多い状況でございます。

多分、皆さんが買い物をされまして、白色トレーというのは大体刺身なんかについている

ものが多いのかと思います。逆に言えば、そういうものについては買ったところのお店へ返していただけるというのが本来一番いいのかなと考えております。結局は買い物は必ず大体行く可能性が十分あるのかと思いますので、そのついでに発泡スチロールの回収等をしている商店等ございますので、お買い物に合わせてそういうことをやっていただくのも一つの対策なのかなと考えております。

あと、先ほどもちょっと答弁させていただきましたように、旧の本川根地域の中におきましては、地区の中でもそういう集積をやっている箇所がやはりございます。これも先ほどの燃えるごみと一緒にあります。やはりやる場合においては、その各地区で管理をしていただかなければならない状況でございます。

例えば今、高郷地区等につきましては、前まではそれこそオザワマートさんという商店があって、そこで回収をされていたんですけども、廃業に伴って今ない状況でございます。そういう中におきましては、各地区で例えばオザワマートの近くの集積所で発泡スチロールの回収をやりたいということであれば、そういうものについては町のほうで対応するネットがございますので、そういうものの配付を地区のほうへさせていただきたいと考えております。

また、全ての地区でやりたいとなると、それこそまた先ほどのごみ収集と一緒に、時間的な回収の問題もございますので、全てが対応できるものではないかと思っておりますけれども、どうしても今まであった商店がなくなった地区におきまして、やりたいよというところにつきましては、お申し出をいただければ、配付用のネットのほうは町のほうから配付させていただくというような形で考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） そのとおりの対応ということでしていただければ、非常にありがたいと思っております。

今回の件で中部カレットの回収担当者から直接お話を、現実問題ということで伺ったほうがいいと思って、私は直接いろいろ、二、三回会って話をしたんですけども、その方が回るにおいては、本川根地区は現在特に問題はなく、今までどおりでいいが、中川根地区は回収場所が御存じのとおり減ってしまっているの、回収場所をつくったほうがいいが、ないからといって急に多く増やされても回り切れないと話されておりました。そこら辺は今、課長がちょっと要望とか、全てを置けるという状況は難しいということで、事実むしろそういうふう慎重に検討されたほうがいいと私も考えておるわけです。

今現在の回収状況はといいますと、毎週火曜日の午後、多くたまるところを回収しております。午後だけ。第3火曜日だけは朝から晩、午前、午後1日かけて全ての回収場所を回ると、そのようなサイクルをしておりますので、今後は増やすというような話を私とした場合ですけれども、全然ない地区に1カ所から3カ所くらい増やすんだったら、私も回れるかもしれないと、そのように言っていましたけれども、会社のほうにも相談していただくように

お伝え願いたいというような話をいただいていますので、その点、今後検討しなければならないときが来ると思いますので、増設に関しては地区の要望、それとあとは課の計らい等を見て、適材適所といたしますかね、そこら辺を慎重に検討していただければありがたいと思います。

そういったことで次の質問にまいります。

雨天時に濡れやすい集積所がございます。そういうとき、いろいろな皆さん工夫をして出しているというよりも、私のところも割合濡れやすいんです、横にただ壁がないから。ネットだけですのでね。そういったところに自然に習慣といいますか、だんだん雨が降ってくると、当日出さないような空気が出て、うまいぐあいに余り雨が降っていると、私どもが出しているところは、皆さんちょっと遠慮して、次のときへというような形で、順調に、そうですね、区民、町民の道徳観というか配慮、そういうところで清潔に維持しているかなと。

先ほど町長の答弁の中にもございましたけれども、そういったところは町民などの協力なしではうまくいかないというところ、そういういい面で進んでいるところもあるんですけども、どうも濡れるから何かしたいと。囲いたいとか、それか引き戸の小屋風な、小屋風といっても簡単な先ほど言われた物置のような感じですけども、そこら辺の費用というのは、先ほどちょっと補助金と言われましたけれども、後から直したいといった場合は、その費用は区が持つのか、町が持ってくれるのか、補助金もあるのか、どの程度、パーセンテージもわかれば、その辺も一度説明をいただきたいと思いますが。

○議長（中澤莊也君）　　くらし環境課長、梶山正幸君。

○くらし環境課長（梶山正幸君）　今の御質問についてですけれども、今、議員が言われましたように、やはり資源紙等につきましては、それぞれ皆様がいろいろ苦慮していただいて、実際対応していただいているかと思えます。

そのような中で、先ほどもちょっと答弁させていただいた中で、地域によっては倉庫的な物置を設置している箇所もございます。そういうものに対してごみ集積の関係のごみ集積所周辺環境整備事業費補助金というものを町のほうで交付をしております。こちらにつきましては、各地区で申請をしていただく形になります。こちらは補助限度額につきましては3分の2以内で補助金のほうを交付させていただいております。

例えばごみ集積所、物置的なものをつくる場合、上限としましては30万円が一つの上限となります。昨年度におきましても、実質的に上長尾地区におきまして物置タイプ、1坪程度の物置タイプですけども、そういうものをやはり新たに、前にあったごみ集積所から更新という形で補助金要望をいただいて、実際に事業のほうをやられているということもございます。

やはりこういうものが今各地区におきましては結構上がってきている状況でございます。予算が限られた中での対応にはなりますけれども、基本は各地区の事業という形で対応していただく形になります。それに対して3分の2の補助を出すという形になります。

また、あとは既存の集積所についても、修繕等の費用につきましても、やはり同じく3分の2以内で対応させていただいている状況でございますので、各地区から要望があれば、そのような形で対応をお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 集積所の更新、それから修理等は3分の2出していただけるということ、ありがとうございます。

今この件に関してはわかったんですけども、一つだけ、この地区はやっぱり一つ足りない、新設しなければいけないと役場が判断してつくった場合は、全額町で保証してもらえるのか、それともやはり3分の2のあれが補助金ということになるのか、その点、短くお願いします。

○議長（中澤莊也君） 暮らし環境課長、梶山正幸君。

○暮らし環境課長（梶山正幸君） 基本的には各地区の要望に当たって、新設の場合においても3分の2補助という形になります。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。

これ、どの地区もいろいろ問題はあるでしょうけれども、地区の予算もありますので、地区から要望書が上がってきた段階でというような流れになると思いますので、ひとつその地区から要望が出てきたときにはよろしくお願いいたします。

私はふだん常々ちょっと思っているんですけども、暮らし環境課さんは幾つもの項目は持っていますけれども、その一つ一つの項目が住民に接している面が多いものですから、よその課で一つの項目で、対象者が3人、4人、5人ぐらいのところであっても、暮らし環境課さんというのは対象者、町の住民全員になるわけですよ、全部の項目の、大体。そうすると、何か仕事量が私は多過ぎるんじゃないかと思うときがあるんですけども、この点、課のバランスといたしますか、一つ一つ、どなたがこういうことは推測しては見ることになっているんですか。

○議長（中澤莊也君） 総務課長、野崎郁徳君。

○総務課長（野崎郁徳君） 町の組織の各課の職員等については、町の定員管理計画に基づき配置をしております。限られた職員の中で、様々な業務に関して適正にかつ有効的に配置できるように対応しているところでございます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） わかりました。ただ、仕事が多過ぎて厚着をしている場合は、脱がせる必要もあるでしょうし、脱がせられない場合は、臨時といたしますか、誰か補助要員みたいな者を雇ってでも、何か対策をつくると。そういったこっち側からの要望だけではなくて、

御身のほうも整理整頓をしていただければと思います。

以上で、くらし環境課さんの高齢化を見据えた集積所の関係は終わります。

次に入らせていただきます。

茶業を側面支援で改善に寄与するためには。

先ほど町長よりも、農林課長よりも、個人の所有者が木を切る、それが原則であると。確かにそのとおりであると思っております。私の再質問の1と2あたりは、先ほど里山林事業要望書という新規に出されたものが非常に私は役に立っておると思います。

この山林の影響をお茶の関係者は非常に強く受けているんですけども、落下する杉の葉や枝、茶農家にとっては厄介なもので、特に高齢者にとってはだんだん思わぬ伏兵になって、茶業をスムーズにできないものとなっております。隣接する山林の成長に伴う日陰による生育不良は、農家の努力だけではもう限界に来ていると思うんですけども、その点はいかがですか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） はい、そのような状況だと思いますが、先ほどから言っているように、個人の山、個人の茶園の管理は原則的に個人でお願いするということをお願いしたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今、答弁のとおりで受け取っておるんですけども、今回の里山林事業要望書というのは、私の項目的には1と2、これを全てカバーできる話で、私は今回こういった、今まで森林環境譲与税を害獣駆除に使ったらどうかという話をたびたびしているわけですけども、今回は里山に近いところでもいろんな害獣並びに日陰の問題、お茶の生育不良ということで、この話を私が持っていったところ、「まさに澤西議員が今考えていることを書面化して、各区長さんに配布したところだ」と、そのようにお聞きしました。これ、私はすぐ、非常にすばらしい要望書ができていますなと思いました。

結局、里山には大きな問題がここ二、三十年でいっぱい、幾つも幾つも出てきていると思うんですよ。それをこの森林環境譲与税を使ってやるというこの要望書はですね、森林環境譲与税を使うお手本のような立派なものできたなと私は感じております。

ただ、一つだけ、私、何回かこの森林環境譲与税でやりとりをしているもので、どういったことを趣旨で、どういったふうに解決していくかとイメージはすぐできるわけですけども、内容にふなれな区長さんにとっては、どんなようなことを要望すればいいかというわかりにくさもあると思いますので、もう少し具体的な例を幾つか出してあげてやれば、区長さんからの要望書も各地区一通り出てくるんじゃないかと思っておりますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 4月の区長会で区長様宛てに、今年から里山整備事業に取り組む

よということで通知をさせていただいております。その中には山畑境に森林整備、それから各地区内の危険木及び町で管理する道路の見通しの悪い障害木も対象としますということで書いてありますが、こちら辺を区長様はどのように理解しているかですが、現在のところ、三つの地区から要望が上がってきています。

一応、事業の取りまとめは今月末ということでお願いしてありますので、もう少し出てくるかと思いますが、35の地区のうち、今のところ三つということですので、もう少し広報をしようかなということを考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 今月いっぱいの募集で3地区、正直もう少し出していただきたいというところですけども、この要望書を見ますと、山畑堺の森林整備、今言われたように危険木、それから障害木の伐採事業と書いてあるんですが、これだけではやっぱり不慣れな区長さんはちょっとわかりにくいと思いますので、もう一度、再度、もう少しで期限が切れるというときに当たってもうちょっと、今、丁寧な内容を配布することもできないと思いますので、口頭でもいろんな、こんなふうに使えらというようなことを言ってあげていただきたいと思います。

それから、要旨3番の山林からシカが出てきて茶園を踏み荒らすと。いつものような話ですけども、ちょっとここに入りたいと思います。

私は、この3番も先ほどの里山林事業要望書が、これにも非常に画期的に使えら、そのように感じておるわけです。ですけども、いつも私が駆除駆除と言っていますけれども、今回は自分なりに、やはり猟友会も高齢化していきますので、側面から支援してあげるという今回の私のテーマでおりますので、そういった点をちょっと言いますけれども、建設課が急傾斜地に防護壁を設置しております。高郷などはかなり進んで、全面的に何か所も何か所もやって、ほぼ地区全体をやっているような感じなんですけれども、それは防護壁はところどころ、防護壁があるんですけども、人が山へ出入りするようなすき間があいているわけです、防護壁には。そこに20mぐらいでも構わないですから、ちょっとネットを張って、それで幅をちょっと狭めておくと、シカは防護壁に当たれば、自然に来て、ネットのところの境を通過して、また畑を荒らすわけです。そのときに狭めておくと、行ったり来たりしている間に、そこが人工的なけもの道になるわけです。これどういうことかといいますと、海でいえば、海にネットを張っておくと、魚はこうやって泳いできて、ネットに当たると、それに従ってわなの中に入っていくというような形をとっているわけなものですから、それをシカに応用してやったらどうかと。建設課が場所を設計施工しておりますので、建設課と相談して、そのようなことをやったらいいかと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 今、澤西議員から狩猟の方法の一つの手ということで、そういう

方式はどうだということの提案があったんですが、一旦、猟師さんにそのような意見がありましたよということで、あとはその防護壁を使うと。防護壁は狩猟のための施設でないものですから、それを使うことは可能かと思いますが、狩猟に対して有効かどうかということ、また、その場所を狩猟の場所としていいのかどうか。狩猟者に確認しながら進めたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） まだ直接今ここで初めて出して、状況がなかなか課長さんもつかめな  
いと思いますので、メリットをちょっとお話ししておきます。けもの道を何日もかけて探す  
手間がなくなるということです、要は。やってくれと言われたときに、けもの道を探すのに、  
やっぱり何日も工数もかかるらしいですよ。どれが生きているけもの道なのかと。これなか  
なか素人じゃわからなくて、その道のプロでないとなかなかわからないんですけれども、そ  
れでも日数、工数がかかるというようなことで、人工的にけもの道をつくることによって、  
猟師の負担が減ります。そこを必ず通らなければ畑へ行けないですからね。

それと、そこで数頭とると、その地区には一旦はシカがなくなるんですけれども、これも  
猟友会の人からもちょっと聞いたんですけれども、1年もたつとどこからとなく湧いてくる  
といいますか、新しい縄張りを求めてシカがまた来るそうです。ですけれども、来ても、畑  
に来るときには、そのけもの道を必ず通りますので、以後ずっと効率よくとれるというメリ  
ットがあるんです。ネットだって頑丈な障害壁ですか、急傾斜の、ああいうものじゃなくて、  
簡単な嫌がらせ程度のネットで十分だと思うんですよ。

そして、なおかつ防護壁がずっと地区にありますと、その端から300m、500mと切りの  
いいところまでずっと、それこそ嫌がらせのネットを張ることによって、シカがいろんなと  
ころからおりてきても、邪魔になるからとぼとぼと防護壁のほうへ来て、それで人工的につ  
くったけもの道へ必ず入ると。そうすることによって、うまくすれば小さな地区だったら、  
それ全体をほぼほぼカバーできると。

これを名づけてシカの定置網漁ということにして、川根本町発でシカの定置網漁、意外と  
よいものではないかということでやっていただければ。名前が大事なんですよ、シカの定置  
網と。そういうふうにやっていただければいいと思いますけれども、それだけメリットある  
んですけれども、いかがですか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） この議場の中にもわなの狩猟者の方がいらっしゃいますが、また  
猟友会の方と話の中でそのような猟の提案があつて、有効だろうということで報告をさせて  
いただきたいと思います。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） ありがとうございます。ぜひ猟友会さんの会合があれば、そのような  
話をお伝えして、笑われるかもしれませんが、素人の考えですので、ひとつ、もしおもしろ

いと言ったら建設課長もぜひとも協力してあげていただきたいと思います。

次に、(4) 来年度に向けて隣接茶園とのルールづくり、碾茶ですね。これについての主導ということで、特に今年は上長尾に碾茶工場ができ、町内でも碾茶に移行する農家さんが増え、農薬の散布時期にお互い戸惑っている様子が見えたので、納得いただけるようなルールづくり、説明による道筋が必要ではないかと思って、このような質問をしているわけですが、先ほどの課長の話で大体わかったんですけれども、始まったばかりのことで、様々な問題が今後もあるかもしれません。今後、情報収集に努めて、来年度に向けて農家の皆さんの安心に備えていただければと思いますけれども、その点、情報収集をしっかりやるという先ほどのお答えいただきましたが、その辺いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 先ほども申しましたが、有機抹茶については隔離された茶園を選んで取り組んでいると。そのほかは碾茶工場のほうで、碾茶にしたいよという受け入れのときに状況を見て受け入れているという状況を聞いております。

また、次の全員協議会で抹茶工場の説明ということで議長から呼ばれておりますので、そのときに碾茶工場の役員さんも来てくれるということですので、そこら辺も具体的に聞いていただきたいと思います。ちゃんと対応しているよということを知っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） わかりました。

では、要旨の5番に移りたいと思います。

共同茶工場の茶師を確保する手だてという項目ですけれども、本来茶工場の問題は民間である以上、理事や組合員の方の考える問題とは思いますが、今日の共同茶工場の減少、それを機会に茶業をやめる方も出てくることもあり、町の地場産業というイメージや総体、グロスですね、規模が総合的に減ってしまうということを勘案すれば、何かしなければいけないということで伺っているようなお話なんですけれども、茶工場でお茶を揉む仕事というのは15日程度ですから、通常は年間の仕事に携わっている人というのも条件の一つだと思いますが、その辺はいかがでしょう。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 茶工場、一番茶、二番茶入れても茶師として働く期間は数カ月以内の状況であると思います。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） なかなかこれは非常に難しい問題で、簡単に人を送り込められるというような状況はないわけです。私も最初はお茶を揉んだ経験のある方でなければ難しいなということで、なかなかこれは厄介だなというふうに考えていたわけですが、一応話の



中で、経験のない人でもありがたい。どういうことかといいますと、夜間などにおいては、もう一人、二人体制でやるということで、ベテランのお茶師の方が教えながら作業ができるということで、一つの茶工場に連続勤務なら一通りの作業がこなせるようになってお聞きしましたので、何とか作業員を確保する手だてを考えられないかなと思っているわけですが、なかなかこれといった妙案はないのですが、この町の課を挙げてでも何か妙案があればということでお伺いしておりますが、いかがですか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） ただいまの議員の提案ということは、異業種の方からのお茶の応援ができないかというように伺ったんですが、土木とか建築業をやっている方が、ある茶の期間だけお手伝いに行くことは考えられるんですが、賃金の支払い方法とか、けがに対する補償とかと、いろんな問題が出てくるかと思っておりますので、なかなかその辺は詰めなければいけないことがあるかなと思います。

もう一つは、第一線を退いたといいますか、もうシルバー人材に登録したような方が行ってくれるかなということも考えられるかなと思っておりますので、そのようなことがあったら調整をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） 確かにそのとおりです。私も人を求める企業、人を出したい企業があった場合、人材的に給料面、保険の面、けがの面なんかで、人を雇うとそもそも人材派遣業に入ってしまうとか、そういった難しい点が意外と出てくるものですから、企業間でやりますと、商工会のほうにも相談に行ったんですけれども、ちょっといろいろそこは調べさせてくれということで、なかなか難しい面があります。

今、一つシルバー人材のほうで何とか対応できればというような話も出ましたので、できれば担当課である高齢者福祉課の海老名課長のほうからも、そういうこともあるなというようなことをシルバーの事務局のほうに頭に置いてもらえるようにですか、年に1回や2回はよろしくというようなことを言っていただければ非常にありがたいのですが、いかがですか。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） それこそ議員おっしゃるとおり、お茶に限った話ではございませんけれども、今後の担い手不足を考えたときに、シルバー人材センター等の関係団体と協議、相談をしていけたらいいなというふうに考えてございます。

○議長（中澤莊也君） 2番、澤西省司君。

○2番（澤西省司君） よろしくお願ひしますということで、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） これで澤西省司君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は10時45分からにしたいと思います。

休憩 午前10時36分

再開 午前10時45分

○議長（中澤莊也君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

6番、野口直次君、発言を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 6番、野口直次です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

いつものように、ここに立たせていただくのは、町民、住民の支えがあってこそです。大変感謝しております。

いよいよ梅雨本番になります。今年は雨の量が多いと予報で出されておりました。当町が豪雨、台風と災害がない穏やかな夏であるように祈っております。

3月定例会においては、財政運営の観点から多くの課長により誠実な真摯な態度で答弁をいただき、今後の私の議員活動をしていく中で新たな目標を見出せそうです。ありがとうございました。

さて、今回は大きく1点目は地籍の現状についてです。

質問の前に、地籍調査の概要を少しお話しさせていただきます。

当町では旧中川根で藤川より平成6年から始まっているそうです。

地籍とは、1筆、土地登記簿上の1区画のことです。1筆ごとの土地について、現在及び過去のあらゆる情報を指します。地籍調査とは、1筆ごとの土地について所有者、地番、地目を調査するとともに、土地の境界（筆界）、面積（地積）を測量する。その成果である地籍図と地籍簿を20日間の閲覧の後、県の認証を経て、登記所（法務局、地方法務局及び支局、出張所）等に送付されます。登記所では地籍簿に基づき、登記記録の内容を改め、地籍図を不動産登記法に規定する地図として備えつけるということだそうです。簡単に言いますと、土地に関する戸籍簿と言われているようです。

質問の内容は、調査作業の現在の進捗状況について。

②既に土地所有者の現地立ち会いが終了し、測量業務が施工済みと思われるエリアがいまだに未登記である。実施内容に課題があるのかお伺いいたします。

③といたしまして、調査が進まない原因は何か。

④今後の作業事務処理の進め方など、スケジュールを早急に調査対象者に示すことはできないか。

2点目といたしましては、平成28年12月、平成30年度9月議会に引き続き、質問をさせていただきます青部駅周辺地域の利活用について。

①現在の進捗状況についてを伺う。

②アイデア募集の結果について、既に委員会等で検討していると思われるが、状況を確認

いたします。

③募集後の地元説明及び計画予定地の取り扱いなど、今後の土地利用のスケジュールをお伺いいたします。

壇上からは以上です。

最初の答弁をよろしく願いいたします。

○議長（中澤莊也君） ただいまの野口直次君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、野口議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

地籍調査の現状についての質問でございました。まず、調査作業の進捗状況につきましてお答えをさせていただきます。

詳細につきましては、後ほど担当課長より答弁をさせていただきたいというふうに思っております。

先ほど説明がございました地籍調査は、1筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査であります。当町におきましては、旧中川根町で平成6年度から開始をし、町の総面積496.72km<sup>2</sup>のうち、大井川や国有林を除く206.54km<sup>2</sup>が調査の対象となっております。

現在、藤川地区は5.84km<sup>2</sup>の調査が平成17年度で完了し、その後、水川地区2.35km<sup>2</sup>の調査を平成16年度から開始をし、0.93km<sup>2</sup>が完了しているところであります。

また、町の調査とは別に、静岡県森林組合連合会で山地の地籍調査を実施しており、昨年度までに8.70km<sup>2</sup>の調査が完了しているところであります。

町全体といたしましては15.47km<sup>2</sup>、約7.49%の進捗状況というふうになっております。

次に、青部駅周辺の利活用計画に関する質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在までの委員会開催等を経た進捗状況でございますが、平成30年2月に設置をしました青部駅周辺地域利活用検討委員会におきまして、利活用についての協議を開始し、青部地区の皆様の御意見のほか、昨年8月にはアイデアの公募を行い、皆様からの御提案をいただき、検討を重ねてまいってきたところであります。

その検討内容を踏まえ、本年2月、第4回の委員会におきまして、現状の取りまとめとし、土地利活用の方針案をお示ししたところであります。町といたしましては、現在の人口減少の克服を目指し、町内に経済的基盤を持つ人の流れを呼び込み、民間投資による利活用者（経営者も含む）を誘致することを目的としております。事業者の誘致、活用案を探っていくとともに、町では公共的な施設を整備し、交流、憩いのスペースを確保していくことを目標とする方針案としました。

今後のスケジュールといたしましては、利活用のため、現在の埋め土部分と国道との接続や、県によります大井川河川の護岸整備等により、利活用できる土地の造成が可能となっていくことから、具体的な利活用に必要な施設の選択、民間企業の進出のために、町がどのよ

うな推進方法を図ればよいか等、様々な方面から調査研究を進めていく必要がございます。

完成されました利活用までには期間が必要と考えております。年数の経過と土地の造成等の進捗により、使用できる範囲で利活用していくことは可能だというふうに考えております。地域の皆様には事業の進捗状況により説明を行い、御協力をいただき、進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 町長の答弁に補足をさせていただきます。お願いします。

既に土地所有者の現地立ち会いが完了した土地が未登記であるが、実施内容に課題があるかという御質問についてお答えします。

まず、一般的な地籍調査の流れについて簡単に説明させていただきます。

地籍調査を行おうとする場合、調査の実施計画を策定し、調査対象の地域の皆様に地籍調査の内容やその必要性、調査の日程などについて説明を行った後、土地の境界の確認を行います。法務局の公図に基づき、境界を接する土地所有者双方の方の合意の上で土地の境界を確認していただきます。確認していただいた位置で1筆ごとの測量を行い、測量に基づき地図をつくり、面積を測定します。作成した図面に誤りがないか、土地所有者の方々に確認を得た上で国の承認を受け、完了となります。

水川地区の調査面積2.35km<sup>2</sup>のうち1.42km<sup>2</sup>の調査が完了しておりません。これは住民の皆様にも測量に基づき作成した図面の確認を行っていただくことが完了していない状況であります。調査を完了させるためにはさまざまな工程を経る必要がありますが、現在、各工程の詳細を確認しているところであります。

次に、調査が進まない要因としましては、地籍調査に欠かせない土地境界確認は、関係する方々の合意の上で土地の境界を確認していく必要があります、多くの時間と手間を要します。さらに山間部においては、現在、法務局に備えつけられている図面が現状と大きく異なっている事案が多数あるなど、地籍調査を実施する場合の基礎資料として使用することが難しい場合が多くあります。

また、肝心の土地所有者が不在という問題も多数発生しており、これらの要因から調査の進行に苦慮しておるところであります。

次に、今後の作業、事務処理などのスケジュールを早急に調査対象者に示すことができないかという御質問へのお答えになります。

毎年度、地籍調査を実施する場合には、どこの区域を調査するかという告示のほうを行っております。今後のスケジュールにつきましては、調整が必要な事項も多いことから、準備ができ次第、地域の方へお伝えしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） では、再質問をさせていただきます。

国土交通省の全国サイトで平成30年4月時点の地籍調査実施状況によると、平成30年度、当町は休止と記載されていたが、どういうことかお聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） この中止の意味ですけれども、新たな地区での調査を行わないということで中止とさせていただいております。現在は水川地区の再調査業務を行っております。中止の理由としましては、現在何をすべきかということを確認し、水川地区の認証を得ることが最優先すべきことであるため、新たな地区での調査を中止しております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） わかりました。とりあえず水川地区からやっていただくということで、わかりました。

それで、この地籍でいきますと、今までの古いというのは、ちょっと調べると、土地台帳とか附属地図というのは明治時代のころだということを知っているんですが、それは間違いないか一度確認させてください。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 法務局の公図が明治、基本になるのはそうなるんでしょうけれども、その後、更新されているものもあるかと思っておりますので、公図によって若干違いはあるかと思えます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） じゃ、時々修正しながら登記所がやっているということで、内容が少しわかりました。

ちょっと調べると、昭和26年から国土調査法の制定によって実施して、約65年ほど経過している中で、全国では進捗率が、先ほども町長がお話しした51%ほどということなんですが、当町は先ほどの数字で7.幾つというのは、大体8%ということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 先ほど町長の答弁のほうにもありましたように、県の森林組合の山地での調査を含め、合わせて約8%、若干少ないですけれども、約8%になります。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ちょっと重複する質問となるかもしれませんが、平成30年度町の定期監査において、水川地区の再調査を業務委託、認証を得るために、現場の立ち合いの職員など1名体制では円滑な業務執行が困難、また、指摘事項では、先ほども今後行うよということとはもう既に教えていただいたんですが、水川地区の処理に関する今後の計画を含め、町と

して今後の方針の方向性を明確にするよう監査委員から指摘された。再調査地区、私のところになっておりますが、所有者からの立場からも今後も対応を、重複するとは思いますが、重ねて、時間もかかるとかいろいろお話は言うんですが、ある程度工程は区画によっていろいろ問題はあると思うんですが、目標としてはどの程度で水川地区を終えるか。そこまではまだ具体的に行っていないなら、わかる範囲で教えてください。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 職員の関係、いろいろ対応のほうはさせていただいて、昨年度より1名増という形で建設課に人員配置のほうをしていただいております。1名を地籍専任という形で現在対応のほうはしております。

それで、先ほど言いましたように、現在は水川地区の認証を得るよう業務のほうを進めております。期間についてはまだ全ての地区の再確認のほうを今やっておることと、また、今後の人員等のいろいろな問題もありますので、具体的な期間については今お答えはできませんが、とにかく水川地区の認証を得るべく、現在は作業のほうを行っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

それで、私、先ほど質問で間違えたかどうかちょっと確認ですが、認証というのは県と私は言ったんですが、国ですか。もう一度、私が間違っているかどうか、また県か国かちょっとわかれば教えてください。認証のこと。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 地籍調査、いろいろな工程を経て認証まで受けるわけですけども、工程の検査は県のほうで受けるようになります。それで最終的に法務局へ備えつける成果につきましては、国の認証を受けたものになります。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） わかりました。実は、やはり、今、建設課長も言ったんですが、地籍調査ということで私も少し調べていくと、地籍調査は各工程も非常に多くて、複雑で、私が想像していた以上に担当職員の負担と時間、手間がかかっていると思います。なかなか1区画が終わるまで、法務局まで行くには大変な作業だということを再認識しております。その中で、私が先ほど失礼を言ったのは、どれぐらいかかるかなんていうような、本当に相手があることでわからないと思いますので、その辺はちょっと質問が矛盾していたかもしれなくて、ここで訂正させていただきます。

その中で、私の記録では振り返ってみますと、水川地区が平成20年8月ごろ境界の確認に立ち会いをしたのが水川橋向地区で、その後の調査成果の確認までは所有者が行っていない気がします。その辺から遅れたのか、再度お聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） はい、そのとおりです。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 町で地籍調査をする場合は、経費の半分が2分の1を国、4分の1を県と町がそれぞれ負担していると聞いているが、補助対象事業の範囲はどこまでですか。また、現在の再調査をやっていただくのは助成の対象に含まれるかどうか、ちょっとお聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 補助金補助率につきましては、今おっしゃったとおりです。補助の対象としましては調査になりますので、水川地区、調査をやった箇所については補助金を活用して調査のほうをやっております。ただ、これから、今行っております再調査につきましては、もう補助金のほうは使えない状況です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。本当に私の調べたところによると、やっぱり29年度で24万円が最後で終わっているということは、ある程度調査作業の時点までは国がみていただいたということだと思います。

質問が少し長くなりますが、地籍調査は全国的に必要なはわかっている、自治体の財政状況の悪化、行政のいろいろなニーズの多様化などで置き去りになりやすい事業と考えています。当町においては再調査の実施に向け、踏み込んで解決しようとする町の対応は評価いたします。厳しい町の運営の中でさらなる人員の確保あるいは経験者の登用、予算を増やしていただくというか、再調査を継続しているということで、所有者としてはとても心強く感じております。既に事業着手している箇所には時間がかかっても行政、所有者、担当部署、また地元住民もそれぞれが理解、協力し、少しでも解決へ進んだらいいと私も考えております。

ここに至って誰を責めるわけではなく、みんなで前へ進んだらいいと思いますので、また地元も協力をさせていくように、私なりにお願いしていくつもりですので、今後よろしくをお願いします。

既に完了したところは、土地の売買、相続、水道・道路のインフラ整備等の公共事業、あってもならないが、地震、土砂崩れ、水害により土地の形状が変わっても迅速に復旧作業ができると思います。メリットははかり知れません。私自身も経験して、非常に地籍が終わっていると、いろいろな作業がやりやすいということで、今後、水川地区の再調査が落ちついたならば、上長尾、高郷地区へと一歩でも前へ進んで、本来の地籍事業の再開を望んでおります。

最後になりますが、今後の方向性を含め、町の考え方をもう一度お尋ねいたします。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 地籍調査について後押しいただけるような御意見、ありがとうございます。

ざいます。

繰り返しになりますけれども、今は水川地区の認証を得るための業務を行っており、それが終わらなければ次に進めないというふうに考えております。まずは水川地区をしっかりと終わらせることが今現在の目標になっております。ですので、ちょっとそれから先については今お答えはできません。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 大変聞きにくい、また答えにくい中で、前向きに進めていただくという事で非常にうれしく思っております。私も決算とか予算で何回も言うてはいたんですが、やはり現実に自分で調べてみると、本当に大変な仕事で、進捗率は8%云々じゃなくて、よくやっていただくなという事で、今後とも町長に少ない、勝手に少ない予算なんて言うては怒られるんですが、厳しい財政の中で、また少しでも私が今質問したように進めていただければ幸いに思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、青部地区の利活用の再質問をさせていただきます。

昨年9月の定例会で、青部駅周辺の利活用委員会が平成31年3月31日の任期と聞いたが、再任は妨げないと答弁があったが、今年度の構成はどのようになっているかお答えください。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、再質問にお答えします。

設置要綱におきまして10人以内と定めておきまして、前回は10人の委員にお願いをしております。前年度末で切れまして、最終の委員会におきまして、委員の方には再任を口頭ではお願いしております。構成につきましては変更ございませんが、各団体、例えば区長会とか地区の区長さんにおかれましては交代がございますので、その辺は区長連絡会からは交代要員を御連絡していただいておりますので、おおむね再任をお願いしているところでございます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございます。

続きまして、昨年の10月1日の締め切りのアイデア募集は最終的には何件ほどあって、また、住民の関心の高さはどのように感じたか、感想をお聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） ただいまの御質問、公募のアイデアについてでございます。応募につきましては、町内外から38名の方からアイデアをいただいております。施設ごとということで、件数的にはちょっと数えるにはダブリがありますので、38名の方から、1名の方は複数件いただいております。また、青部地区からも区長様を通じまして、区独自として52世帯中23世帯からアイデアをいただいております。公募及び地区からのアイデアにつきましては、おおむねほぼ一致したようなアイデアがあり、代表的なのは当然ながらトイレ、駐車場



の公共施設、自然を生かした町民や観光客が集える交流施設や地場産品販売施設及び民間活用施設が多く意見をいただいております。

また、この地域はごらんのように、鉄道及び国道と並走する土地であり、多くの方が見られるということで、アイデアも踏まえまして関心を持っておられるというふうに感じておるところでございます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 私が一番うれしいなと思ったのは、今のお答えの中に、アイデア募集は町外からもいただいたと言うんですけども、やはり地元の人たちの再度大勢の方から募集の中でいただいたということは本当にうれしいことだと思います。

また、続きまして、募集後の、私、第3回委員会とっていたんですが、もう既に第4回委員会だったのか、ちょっとそこら辺をまた確認しながら、続けて質問します。募集後、とにかく会合が開かれたということですが、委員会、行政としては、町長答弁とまた重複するが、土地利用計画の方向性の中に、言葉がいいかどうかわからない、企業誘致的なところと、また、町民が集うというようなところの方向性が出ているような感じもしたんですが、そんなようなことで今後の土地利用計画は固まりつつあるのか、再度お聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） それでは、募集後についての委員会についてお答えさせていただきます。

募集後につきましては、委員会を2回開催しております。議員が言われましたように、第3回を平成30年11月19日に開催をしております。この委員会におきましては、募集結果について報告しております。その際に、各アイデアについての委員からの御意見、また近隣市町の施設との連携の必要性や課題についても御指摘をいただいております。また、国道と接続するための埋め立てに向け、関係機関、県土木事務所ですけども、協議中であることも委員会のほうで説明をさせていただいております。

続きまして、第4回につきましては、平成31年2月28日の委員会を開催しております。これにつきましては、公募の案も踏まえまして、今後、民間企業に運営を含めた提案の募集を検討していきたいというような説明をさせていただいております。町長答弁にありましたように、方向性としては、先ほど説明させていただいた方向で考えていきたいということでございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） すみません、詳細の説明、ありがとうございました。すみません、私はてっきり1回ぐらいしか開いていないと思ったら、第4回が正しかったのですが、早速11月と2月にやっていただいたということで、申し訳ないと思いましたが。ほとんど開かれていないのかなと思ったら、それは私の間違いでしたので、申し訳ございませんでした。

続きまして、長島ダムからの堆積土砂搬入はほぼ完了したのか、また、見通しをちょっと、現状をお聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 長島ダムの土砂の搬入につきましては、青部地区におきましてはほぼ完了したということでございます。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 続きまして、これからの中に、やはり取りつけ道路とか、ちょっとかさ上げになったもので、堤防というんですか、それもやるということで、非常に委員会に限らず行政も進んでいただいているなということでもちょっとうれしく思っております。

今後できる施設によっては、町が土地の取得も考えているかどうかをお聞きいたします。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 土地の取得につきましては、当初から土地は取得を考えております。まだ未買収地がございますけれども、これにつきましても土地の取得で考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） これちょっと質問がまた脱線して申し訳ないですが、完成すればどれぐらいの面積が、青部地区の利用できる土地の有効面積というのは大体どれぐらいでしょうか。大体で結構です。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 先ほど町長答弁ありましたように、堤防とかいろんな取り合い道路の関係もございますけれども、前々から約1.5haということで、説明をさせていただいております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 非常にトンネルを出てから道路沿い、真っすぐに左側にまた1.5haということは、本当にポイントになりますので、ぜひ今後、有効な土地利用を考えていただきたいと思っております。

また、その中で、もう民間の民地で何かもうちょっと商売をやりたいよというような人たちがいるようですので、その人たちも含めて、その人たちは早くできると思うんですが、やはり新しくまた町がやるのも景観的に考えて、工場誘致となれば、なかなかそういうことを言っていられないと思うんですが、非常にトンネルを出てからのあのほっとするような場所ですので、そこら辺も含めて、今後とも環境を重視した企業が来ればいいなと私はふと思っております。

そんな中、やはり企業が来ていただければ大変ありがたい中で、条件をつけるというのは大変厳しいと思うんですが、やはりこの川根本町に合ったような、川根本町に合ったということ、じゃ、おまえ、どれだということわからないけれども、優しい工場が誘致できるようなこ

とも何か一言入れてということも今後考えていただきたいと思います。その辺はどんなふう  
に考えられますか。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 先ほど答弁させていただいたように、今後、企業のアイデアを  
いただくというところで、アイデアをいただいた中で、アイデアを募集する際にも住民の御  
意見がございますので、ある程度の条件をつけなければいけないというふうに感じておりま  
す。当然一等地といえますか、いい土地ですので、それに見合ったようなことで募集をして  
いきたいと今のところは考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） 大変ありがとうございます。ぜひその点を含めて募集をよろしくお願  
いします。

前回の答弁において、どういう形のものができるか、それによって造成の形も変化してい  
くという話でしたが、今の町長をはじめ課長の話の中で、今までの段階において、今におい  
ても事業は数年かかると理解してよろしいでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 企画課長、大村妃佐良君。

○企画課長（大村妃佐良君） 今後のスケジュールにつきましては、先ほど町長答弁にもあり  
ましたとおり、国道との接続や大井川河川の護岸整備など関係機関との協議があり、期間を  
要すると考えております。進捗状況を踏まえまして、当然ながら地元及び関係機関への説明  
をしていきたいと考えております。あわせて今後とも委員会及び関係機関等の御意見をいた  
だき、今後進めていきたいというふうに考えております。

○議長（中澤莊也君） 6番、野口直次君。

○6番（野口直次君） ありがとうございました。

次の質問が飛んでしまったわけですが、大体もう私の質問としては今既にお答えに出たよ  
うなことになるんですが、せっかく書いてきたもので、言わせていただきます。

やっぱり今もお話があったんですが、地元青部地区の協力、理解はもちろん、課長答弁も  
あったんですが、民間企業のノウハウの導入、前回以上にウエートが置かれているというこ  
とで安心しました。

また、行政がこの利活用に対して、今持ちつつある構想の完成を十分検討した後、少しま  
も早く町民や地元地権者に示してほしいということを今質問したんですが、大体、課長も町  
長もお答えしていただけたので、とにかく私が質問したことに非常に課長を含め、行政  
が考えていただいているものですから、急がず、慌てず、すばらしい、ある程度町民が、先  
ほど言ったように、集いながら、もし企業が誘致できたらと思いますので、ぜひ今後も委員  
会に限らず全体で、議員も含めて考えていって、「ああ、川根本町に来たらあそこはすごい  
っけ」というようなことをまたできたらうれしいなということで、継続、継続の質問でした  
が、質問の中でこれだけの前向きに考えていただいているということは大変うれしく思っ

おります。

答えは僕が自分で言ってしまったので、もう先に聞いているもので、こんなことでひとつよろしくお願ひしたいということで、私の一般質問をこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） これで野口直次君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とし、再開は1時からにしたいと思います。

休憩 午前 1 1 時 2 5 分

再開 午後 1 時 0 0 分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番、石山貴美夫君、発言を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 3番、石山貴美夫です。通告に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めに、鈴木町長をはじめ川根本町の役職員の皆様方には、町民のためにそれぞれの分野で御努力いただいておりますことに、この場をおかりして心から感謝を申し上げたいと思います。

私は、毎回、この町を安心して年を重ねていけるやさしい町にという切り口で、私たち町民が安心して年を重ねていくにはどうしたらいいかという一点から考えさせていただいております。そのような点から質問もさせていただいております。

今回もそうした観点から質問をさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

この町に住み続け生活していくには、医療、福祉の充実が土台であると今まで質問をさせていただくたびに申し上げてまいりました。

町民がこの町に定着し続けるための基本的条件であり、また、医療福祉の充実が、町長の推し進める移住定住の促進にも有効な条件であります。もちろん、医療と福祉は私ども全員、町の職員の皆さん、御家族にもかかわるまさに我が身のことであります。

統計によりますと、町の人口は6月1日で6,770人、世帯数は2,902世帯、町民の平均年齢は55.71歳であります。高齢化率は、県の平均が29.1%ですが、川根本町は48.4%であります。

高齢化率は西伊豆町に次いで県下2位、平均年齢は西伊豆を抜いて県下1位の高い平均年齢55.7歳ということで、非常にめでたいことである一方、リスクは非常に高いわけでありませぬ。

このような状況の中、我々の頼りとする町内の医療体制を見ますと、5月末、町内では本川根診療所、いやしの里診療所、鈴木内科医院、上長尾田澤内科医院、大下医院の5医院で

ありました。本川根診療所は、この6月から御存じのように休診状態であります。現在は、4医院で、先生方が町民を診てくださっている状況であります。まず、このような状況をどうお考えか、お聞きをいたします。

長年、非常に多くの町民を診てくださり、町民の健康を守り、様々な病気やけがなどから救ってくださった倉田先生は5月末で退任されました。心から感謝を申し上げ、お礼申し上げます。

先生が退任されたいという御意思を、町はいつごろ承知されたのでしょうか。それを伺ってから、現在までどのような御対応をしてくださってきているのか、お伺いをいたします。

本川根診療所は、今、医師が不在となっている状況ですが、このことをどのように考えておられるのか。また、この診療所をこれからどのようにされていくお考えなのか、お伺いをいたします。

既に、医師の募集については大変な御努力をされているとは思いますが。経過と見通しについてもお伺いをいたします。

町内では、今後、同じようなことにならないか。町民の命の綱、安心して暮らせる、安心して仕事に励めるもとでもあります重要な町の医療体制につきまして、医師が不在になるというようなことは、町民の最も不安になること、心配なことであります。

既に、1医院が医師不在となってしまう、休診となっておりますが、これから先、5年、10年先がさらに不安になります。将来の町民の安心をどう確保するか、5年先、10年先の医療体制、将来設計についてお伺いをいたします。

次に、2番目の質問といたしまして、この4月に開館いたしました伝統文化伝承館「時愛（ときあ）」に関連いたしまして、お伺いをいたします。

オープンいたしまして3カ月が経とうとしております。既に、いろいろな動きが出ているとお聞きしてはおりますが、施設の利活用につきまして、オープン前に考えていたのとはまた違った、実際に使用し始めて見えてきたことがいろいろあるのではないかと考えています。今までの活用の状況、使用しての利用者の感想・意見、そして今後の活用の見通しや計画などについてお伺いをしたいと思います。

伝承館「時愛」の周辺整備につきまして、この施設にふさわしい周辺の整備をということで、12月議会の折、私より質問をさせていただきました。

伝統文化の伝承という大義ある社会教育・文化という面から、それにふさわしい落ち着いた環境、明るく気軽に町民がいつでも触れられるような公園のような環境、周辺整備をと、お願いをいたしまして、施設を生かせる周辺整備を検討していくというお答えをいただいております。

こうした流れの中で、昨年の秋ごろよりうわさはありましたが、町にとりましては、企業誘致活動をしている折でもあり、歓迎しているところではあると思いますが、大きな抹茶工場が伝承館の南側に建設されるということが公表されました。

非常に大型の工場であるということで、伝承館「時愛」が完成して活動を始めたばかりでもあります。周辺整備もこれからというところでもあります。工場建設が始まり、また、稼働してまいりますと、現在では想像がまだできませんが、心配するのは伝承館周辺が騒がしくなり、イメージが大きく変わってしまうことの不安であります。

伝承館利用者や訪問者に違和感を持たれないような周辺の整備が重要ではないかと思いますが、どのようにお考えか、12月議会に引き続いて状況が変わってまいりましたので、再度質問をさせていただきます。

3番目の質問に移ります。

6月2日の静岡新聞に大きく報道されました井川線の奥大井湖上駅が、世界各国の外国人が審査員となり、評価の高い名所などに贈られる賞「クールジャパンアワード2019」を県下で初の受賞をされたということで、大変うれしいニュースであります。関係の皆様方の御努力が実ったこととお喜び申し上げたいと思います。大井川鐵道も外国人観光客を呼び込みたいと、大いに気を吐いているとお聞きしております。

そこで、伺います。

湖上駅と周辺観光客の現在の入り込み客数はどのぐらいと把握されているでしょうか。エコティかわねさんらの御努力もあり、徐々に増加していると思いますが、今回の受賞でまたさらにPRされることが予想されます。

そして、来年はオリンピックが開催されます。外国人の観光客の激増が予想されます。今回の受賞の意味とこれの認定により、今後のインバウンド観光客の予想をどのように考え、見通されているのか、お伺いをいたします。

こうした中で心配なことは、湖上駅のトイレの状況であります。駅のコテージの中に和式が一つ、外には仮設トイレが男女一つずつありますが、関係の方々からも要望は出ているはずですが、長年変わらず同じ状況であります。

最近、観光スポットとして急激に注目もされてきており、今回の受賞で一気に加熱する可能性があります。そうなってほしいと願っておりますが、実際に現状、団体客が来たり、ハイキングなどのイベントなどのとき、衛生面からも非常に困っているとお聞きしております。

外国人の観光客も今後、大きく増加が予想される中、トイレが汚いのは町の恥であります。そして、日本の恥であります。許されないことだと思います。どうか、何としてもトイレの整備を緊急的に実施していただきたいと思いますが、御対応をお伺いいたします。

町が厳しい財政状況であることは承知しております。早急を実現するための方法としてですが、今の時代、お客様も美しい自然を守るのにはお金がかかるということは理解が得られることのはずです。大自然の美しい環境維持のためということで、クラウドファンディングなどの手法も大いに理解される手法だと思います。有効な予算獲得手段だと考えますが、そうした資金集めなども工夫していただきたいのですが、いかがでしょうか。

また、場所柄、維持費を考慮して、バイオトイレなら設置後の維持経費軽減にもなるので

はないかと思えます。また、イメージ的にもいいと思えますが、いかがでしょうか。

また、川根本町の観光スポットの中のもう一方の注目の場所、エメラルド、年間約14万人ものお客様が訪れている寸又峡夢のつり橋の件です。湖上駅と並んで重要な観光スポットとして、本町の大きな財産になっております。

しかし、夢のつり橋下の土砂の堆積は、エメラルドの水色を失わせるもとでもあり、今後、観光資源として大きな損失になりかねません。これへの対策はできないか、お伺いをいたします。

次に、3月の議会でも質問をさせていただきましたが、町の重要産業であります観光事業のかなめでありますところの町観光協会につきまして、お伺いをいたします。

町の観光協会は、本年度より実行体制を大きく変化しているようですが、観光協会の改革の趣旨と経過状況についてお伺いをいたします。

以上、演壇から13の質問をさせていただきました、質問席に移らせていただきます。

○議長（中澤莊也君） ただいまの石山貴美夫君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、石山議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、本川根診療所につきましては、昨年の10月に倉田先生から退任の申し出がございました。

大変残念ではありましたが、5月末に退任となりました。

倉田先生におかれましては、先ほどお話がありまして、20年余の長きにわたりまして、当町の地域医療に多大なる御尽力を賜り、改めてこの場をおかりして感謝を申し上げるとともに、厚く御礼を申し上げます。

さて、その後の見通しに関する御質問がございました。現在、新たな医師の確保に向けまして、県をはじめとする関係機関に対し協力要請を行うとともに、様々なチャンネルを使い、対応を講じているところでありますので、今しばらく御理解を賜りたいというふうに思っております。

次に、町内の地域医療の現状と将来についてでございますけれども、休診となっております本川根診療所を除き、現在4つの診療所が開業をしております。町といたしましては、できる得る限り早く本川根診療所の医師を確保することにより、従前と同様の町内5つの診療所による診療体制確保を図っていきたいというふうに考えております。

今後も様々な点で懸念をされる状況はございますけれども、地域医療体制の維持を図りつつ、将来の当町に最も適した地域医療体制のあり方を慎重に検討もしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、伝統文化伝承館に関する御質問がございました。

伝統文化伝承館につきましては、本年2月末に完成をし、3月22日には、議員の皆さんにも御列席を賜り、落成式を行い、4月より管理運営を始め、現在、赤石太鼓の練習を中心に

施設の利用がされているところであります。

私は、かねてより、それぞれの地域で傳承されておるお祭りが地域住民の心のよりどころとなり、地域が活性化する源であると考えております。この考えを根本に、貴重な伝統文化を絶やすことなく傳承者を養成することと、地域活性化の促進を目的に、伝統文化傳承館を建設いたしましたので、今後は幅広い年齢層での伝統文化の練習や交流会などで活用をしていただき、伝統文化の傳承及び地域活性化の拠点として活用していただきたいというふうに思っているところでございます。

3点目の観光関連の質問がございました。

この「クールジャパンアワード2019」は、一般社団法人クールジャパン協議会が主催をし、外国人審査員100人が国際的な観点から、日本の素晴らしいものやことなどを選定するという趣旨に沿ったもので、今回、奥大井湖上駅が受賞53点のうちの一つとして表彰をされたものであります。

今回の受賞対象である奥大井湖上駅においては、クールジャパン認定マークの無償及び無期限での使用ができ、ウェブサイトや映像等による国内外への情報発進などに活用することが可能であると伺っております。

大井川鐵道では既に、旅行会社向けに周遊パンフレットでの誘客宣伝を実施しているとともに、今後はヘッドマークや駅のPR看板などにも活用していくという予定とのことでございます。

また、本町におきましては、奥大井湖上駅を掲載するパンフレットやポスターなどへの活用や、大井川鐵道ほか関係機関で構成する南アルプスあふとライン周辺地域誘客協議会で取り組む事業の中でも、活用をしていければというふうに考えております。

いずれにしましても、この受賞を機に、大井川鐵道と連携を図りながら、観光プロモーションを行っていく中で、インバウンド誘客やイメージアップ戦略のツールとして効果的な情報発進に生かしていくと同時に、受け入れ態勢の充実も図っていききたいというふうに考えているところでございます。

なお、入り込み状況及びトイレ整備につきましては、担当課長より答弁をさせていただきます。

次に、寸又峡夢のつり橋付近の土砂堆積の対応状況に関する質問がございました。

土砂堆積につきましては、昨年の台風21号並びに24号の豪雨により、大間川の上流域から流出をしたものであり、寸又川の合流するつり橋付近上流に広く堆積をしたものであります。

中部電力株式会社静岡水力センターからは、人為的に除去するには、関係機関との協議に時間を要すると。また、搬出の工法等も含め容易ではなく、現実的なものではないということで、平成23年度に大量に堆積した土砂の排出に効果があった方法と同様、出水時に水のエネルギーを利用して、湛水地内の排砂を促進させるゲート操作により、景観の回復を図りたいというふうな回答をいただいております。



そのような中、先月及び今月の降雨時の出水により、排砂が促進をされ、現在では少しずつではありますが、改善をされてきているところでもあります。今後も状況を把握しながら、引き続き上流部の崩壊対策もあわせて関係機関と協議をしていきたいというふうに考えているところでもあります。

次に、川根本町まちづくり観光協会に関する質問がございました。

観光協会につきましては、5月29日に通常総会を開催し、その中で、今年度の事業計画の重点項目の一つとして、観光協会の体制づくりが挙げられ、会員の皆様にもご承認をいただいた上で、取り組んでいくというふうに認識をしているところでもあります。

現在、事務局長及び職員の公募に向けても進めているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 湖上駅の入り込みとトイレ関係の御質問にお答えいたします。

湖上駅に限った入り込み数は特に調査はしておりません。また、大井川鐵道でも湖上駅での来訪者数の統計はとっていないとのことでございます。なお、千頭駅から井川線への乗降者数で見ますと、本年4月が9,549人、5月が1万3,697人、前年対比では30から50%の増となっており、そのうちインバウンドは団体客で約1%、個人客では約5%前後の推計とのことでございます。

また、湖上駅は接岨峡アドベンチャーウオークなどの際に、立ち寄りどころとしても紹介しているため、徒歩での利用客も相当数いると思われれます。今後、この受賞を機に、インバウンドも含め、来訪者の増加は予想されると感じております。

次に、トイレ関係でございますが、くみ取り作業を7月上旬に実施する予定で進めております。今後も定期的な清掃などを含め、使用対応に万全を期してまいりたいと考えております。

また、今後のトイレ整備計画としては、車での来訪者に対応するための駐車場整備等とあわせ、トイレ整備につきましても、地権者との協議を重ねながら、検討していく必要があると考えます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 再質問を許します。3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

最初に、医療の関連につきまして、再質問をさせていただきます。

町の医療の現状と今後についてということで、今、お話しいただきましたが、本川根診療所の関連ですけれども、受診されていた患者さん、なかなか多いと思うんですが、その方々は現在、どのようにされていますか。また、ほかの病院にうまく引き継がれ、受け入れのほう等心配ないかどうか、お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 質問にお答えさせていただきます。

当町には、ほかに4つの診療所があるほか、近隣市町には2つの診療所等に倉田医師からの紹介状を介しまして、新たな診療所へ受診する形で引き継がれております。このことから、受け入れに関しては可能と判断しております。

以上でございます。

○議長（中澤荘也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

同じ関連ですけれども、日ごろ、本川根診療所に関連しまして、懸命に皆様方が御努力をいただいていることとは思いますが、やはりふだんからの先生との日常的な情報交換も非常に重要だと感じております。そうすれば、雑談とかそうした中にも先生の将来についてのお考えや予測などもでき、いち早い対応を練ることも可能だと考えます。

休診状態をつくってしまうということは、町の医療状況を熟知されている先生のことですから、先生御自身としても大変不本意なことであろうと思います。素人ながら考えますのは、お互いにお忙しい中ではありますが、先生方のお考えにもよりますけれども、日常的な情報の交換が大切なことかなと感じておりますが、そうしたことを町内の先生方とどのように今までされてきているのか、お伺いをいたします。

○議長（中澤荘也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 御質問にお答えさせていただきます。

診療所の医療機器等に関する要望の聞き取りの際や、随時、診療所の様子を伺う機会を設けております。

また、年に1度、各診療所の医師との交流の場を開催し、情報交換を実施しているところでございます。

以上です。

○議長（中澤荘也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

本当に日ごろのそうした情報交換が大事なことだと思いますので、ぜひ、これからももっともっと情報交換をしていただいて、先生とコミュニケーションをとっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

診療所を使用しない状態が続いていますと、中にある高額な医療機器などは素人ながら、不具合になってしまうのではないかと心配します。どのようにされているのかお伺いいたします。

○議長（中澤荘也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） いつでも本川根診療所が再開できるよう、医療機器等の保守点検は実施していく考えでございます。

○議長（中澤荘也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ、よろしく願いいたします。

北部地区といたしますか、旧本川根地区唯一となってしまったいやしの里診療所の患者の数についてですけれども、平成26年に一時休診となった上長尾診療所の例を考えますと、その時点からいやしの里での患者数は約2,000人が増加し、6,000人ほどになったと診療所の委員会の先輩の議員からお伺いをいたしております。

患者さんはさらにこの6月の末ごろから急激な増加が予測されているのではないかと思います。こちらのいやしの里のほうの予想はどんなふうになっているか、お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 御質問にお答えさせていただきます。

上長尾診療所が26年度に休診になったときですが、27年度で患者数が5,764人となっております。

今回も増加すると認識はしておりますが、その大部分は一時的な増加と予想されております。本川根診療所再開後は解消できるものと判断しているところでございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 何にしても、早く先生が見つからないとということになると思いますが、急激に患者が増加した場合に先生の負担が大変な状況が予測されています。また、患者自身にも大きな負担となります。もう既に、患者さんのほうから待ち時間が長くなってしまってちょっと大変だという声が聞かれております。

そのように、多くの患者の受け入れを予測していないいやしの里診療所の施設体制であったと思いますが、駐車場、待合室など施設的にもそれだけの患者を受け入れるキャパがないのではないかと思います。どうお考えかお伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 質問にお答えします。

先ほどの返答と重複するところですが、患者数の増加は一時的なものと考えます。今後の状況を確認しながら、対応を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 私自身もいろいろな病院、個人病院などにも行きますけれども、どこの病院でも先生が一人で、看護師さんが3人ぐらい、事務員さんが3～4人といった規模の病院が多いように思います。

旧本川根地区唯一となってしまったいやしの里診療所ですが、過去の経過の中で、人的な規模は同じ状況ですけれども、開院日も数年前よりは徐々に増えてきており、現在は1週間のうち6日間フルに開院している状況だということでもあります。

現状でさえ患者数の増加傾向なのに、このたびの新しい状況で患者が急増しているということで、先生は県総から曜日によってお二人、新たに来てくださっていますが、看護師など受け入れのスタッフを増加しないと、対応できないと清水先生自身も厳しい状況を訴えておられますが、そうしたマンパワーの対策について、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 質問にお答えします。

看護師に関しましては、継続して募集を行っています。いまだ応募がない状況にあるところでございます。

看護師確保につきましては、全国的にも大変厳しい状況であります。今後も引き続き、看護師確保に努めていく所存でありますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ、何とかそうしたマンパワーですね、先生自身が望んでおられますので、何とか早く対応を、条件をよくしていただきたいなと思っております。

また、医師の確保に関連しまして、県総より今、お二人の先生が来てくださっていますけれども、せっかく御縁ができておりますので、この先生にずっと定着していただくようなことにならないのか、お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 現状では、これ以上の派遣は難しい状況ということでした。

今後も様々なチャンネルから医師の確保に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ぜひ、町民のために何とかよろしく願いいたします。

清水医師は医師不足、在宅医療の観点から、遠隔医療の実現によって、かなり町の医療の対応ができるのではないかと以前からお考えのようです。これをどのようにお考えでしょうか。先進的な取り組みだと考えますが、急激な高齢化の我が町にこそ実現が必要ではないかと考えますが、その辺の先生のお考え方についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いします。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 質問にお答えします。

いやしの里診療所では、平成24年に遠隔治療を導入し、現在まで至っているところでございます。

平成30年度には、在宅診療用のタブレット端末を購入し、試行的に取り組んでいるところでございます。

遠隔診療は、診療の一つの手段と考えます。町内の診療所との連携が欠かせないものであ

り、それぞれの診療所の医師と調整を図りながら、今後、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） たくさんですみません。関連しまして、訪問看護ステーションと医師との連携ということでもありますけれども、現在、重要なこととして御努力いただいているところではありますが、情報の電子化などにより、患者情報の一層のスピーディーな共有等がよりいい対応が期待できるんじゃないかと思いますが、その辺についてはどのような感じか、お伺いをします。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 訪問看護ステーションのことですので、高齢者福祉課のほうからお答えさせていただきます。

訪問看護ステーションに限らず、地域包括支援センターをはじめ、介護事業所等との医師との連携は大変重要と考えてございます。

「ふじのくにねっと」とか、それから「シズケアかけはし」等のツールはございますけれども、お医者様によっていろんなお考えがございますので、その先生、先生のやり方に合わせて現状、電話、メール、直接伺う等の方法で連絡をとらせていただいております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ、これからもよろしく願いいたします。

将来、これからますます在宅介護・在宅医療の増加が予想されます。医師の訪問診療や緊急時の往診などについての対応はどのような状況か、お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 高齢者福祉課長、海老名重徳君。

○高齢者福祉課長（海老名重徳君） 引き続き、こちらのほうでお答えをさせていただきます。

現状、訪問診療をされている先生は2名、上長尾の田澤内科及び身成の高木医院の先生がやっております。

往診につきましては、みとりを含めまして、町内の先生方それぞれに対応していただいております。

今後も町の医療、医師の先生とそれから連携を図りながら対応をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

先ほどの訪問看護ステーションと医師の情報交換ということに関連しますけれども、在宅

患者に腕巻きの検知装置、スマホの活用、データの送信方式などを実施された静岡ホームクリニックの医師のニュースがNHKで報道されました。

これは、山間地の当地にとって、有益なやり方だなと感じました。また、山梨医科大学の教授もやはり医療データの管理アプリを開発され、訪問看護のデータ、日々の記録が全てスマホで病院に送られ、いつでも医師がそれを見て指示できる、先進的な医療のシステムであるといった紹介がありました。

我が町にとりまして、医師不足の時代、こうした研究をしていくことは重要ではないかと考えますが、そういったことについてどうお考えかお伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 質問にお答えします。

先ほど、遠隔診療、また訪問看護ステーションの回答と重複しますが、診療手段の一つのツールとして当町の医師とも連携を図りながら、検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ、そうした新しい手法をどんどん取り入れていていただきたいと考えます。

町内から救急車で緊急的に向かうのは、何といても島田市民病院が一番多いのではないかと思います。

島田市民病院は今、大きく改築工事が進められておりますが、患者の多い我が町に対し、どのような情報が届いているのでしょうか。救急の受け入れやヘリポートの対応など、我が町との連携などはどのようになっているか、お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 健康福祉課長、北原徳博君。

○健康福祉課長（北原徳博君） 質問にお答えします。

島田市民病院では、令和3年3月の開院に向け、新病院の建設工事が進められているところでございます。

基本計画によりますと、診療科目は内科、外科等の30科となり、屋上階にはヘリポートが設置される予定と聞いております。

当町においても、島田市民病院は緊急時の受け入れ先等、重要な病院と認識しております。引き続き連携を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございました。ぜひ、よろしく願いいたします。

続きまして、伝統文化伝承館の関連の再質問をさせていただきます。

伝承館への進入道路も現状では狭くて、道路の脇の見通しも悪い状況です。抹茶工場の工事が始まった時点から、かなり不便な状況が予測できますけれども、改善する計画があるか、

お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 現時点で計画はございません。しかし、今後、状況を見ながら、検討のほうは考えていきたいと考えております。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ、改善をお願いいたしたいと思っております。

伝承館の面積は、約300㎡であります。抹茶工場は計画によりますと6,400㎡、ほぼ21倍の大きな工場が隣接することになります。心配なのは、伝承館の歴史や伝統のイメージと違和感のある空間になってしまうのではないかとということでもあります。

せっかく大きな抹茶工場、企業が国の助成を受けて誘致、建設されるということですので、国や先方の会社のほうとも交渉いただいて、本年ようやく町で建設したばかりの伝承館である状況も御説明いただき、何とかプラスになるような、イメージを壊さないで周辺整備を改善する環境を整えるいいチャンスにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 農林課長、後藤泰久君。

○農林課長（後藤泰久君） 伝承館横に計画されております抹茶加工施設につきましては、伝承館への配慮を十分にし、運営に影響のないような設計をしたということ聞いております。以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 安心しました。ぜひ、よろしく願いいたします。

続きまして、クールジャパンアワードの関連の質問をいたします。

外国人審査委員により、高く評価いただいたということで、素晴らしい賞を県下で初めて受賞されたということで、外国人の来町が激増するというふうに考えます。外国語の案内、施設、トイレの利用方法など案内や看板設置、あるいはスマホによるガイドなど、そういったことが必要だと思っておりますが、どのようにお考えかお伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 案内対応といたしましては、外国人訪日客向けのパンフレットとして、大井川鐵道に沿線パンフレットを、観光協会には町全体のパンフレットを配置しているほか、千頭駅では、案内看板やデジタルサイネージの多言語対応を行っております。

また、大井川鐵道では、団体客の場合には、添乗する通訳の方に車両での案内やトイレ等施設の案内を行っていただいているほか、携帯型音声翻訳機（ポケトーク）を導入しており、今後、井川線のほうでも導入を検討しているとのことでありました。

現在、最も不備な点でございますけれども、湖上駅付近は携帯電話が通話可能エリアではなく、Wi-Fiの環境下でないことでございます。これにつきましては、今後、通信事業者等と協議を進めていく必要があると考えます。

また、レイクコテージをはじめ接岨峡温泉への案内看板等の多言語化による整備も、今後

は必要になるかと考えております。

いずれにしましても、今後、インバウンド需要もますます増加すると予想されることから、大井川鐵道と連携を図りながら、対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ、よろしく願いいたします。

コテージのトイレの維持管理に少しでも足しになるようにということで、考えてみますと、入場料や使用料、自然の維持募金などのような形で環境維持を目的に、浄財徴収の工夫ができないか、お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 入場料や使用料の徴収につきましては、有料化するには様々な条件や仕組みを整えることが必要であり、実際に料金を徴収するに当たっての人件費等、かかるコストも含め容易ではないと考えております。

今後、レイクコテージの一部を物販等の営業利用にすることにより、その収入を維持管理に充てていくなどの検討をしていく余地はあると考えます。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 湖上駅の全景を展望できるすばらしい展望ポイント、不動トンネルの展望場のことについてですけれども、現状ではちょっと余りにももったいない感じがしております。

これを機に、もっとしっかりと、伊豆のほうへ行くとよく見られるようなミニ公園のような展望所に整備できないか、お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 不動トンネル下の展望ポイントにつきましては、以前、修景伐採等を実施し、整備を行ったところでございます。また、その先の遊歩道へ向かいますと、あずまやがある展望所がございます。ここも昨年修景伐採をし、整備を行っており、利用もしてくださっている状況でございます。

今後につきましては、看板等が老朽化しているため、整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 本当にこのポイントは、今、お話がありましたように看板が見にくくて、目立たずに通り過ぎてしまうという感じがあります。予算がかかることなので、なかなか言いにくいんですけれども、ああいういい場所なら本当に入場料金も、先ほどのところもそうなんですけれども、取れると思うんです。



それで、美しい景色はただではないという認識は、今や多くの人々が共有していることでもありますので、町の財政の厳しい中でもありますので、整備した後、その経費を何かの形で寄附いただけるような、そういう収入とするような工夫もぜひ考えていただきたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 料金収入につきましては、先ほどのレイクコテージ同様、容易ではございませんが、今後、周辺の駐車場整備を計画していく中で、いろいろな利用方法を検討していければと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） 財政の厳しい中です。ぜひ、そういった面も工夫していただきたいと思います。

それでは、観光協会のことですけれども、改革の状況を伺いましたけれども、町としては、観光協会のこの動きをどのように捉えて、重要な主軸産業であるかなめの団体として、町のこれからのかわり方、今後の見通しについてどういうふうを考えているのか、もう一度お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 観光協会につきましては、今年度、組織体制づくりを上げ、進めているところでございます。

町は観光協会に人件費などの運営経費の支援をするとともに、誘客宣伝や情報発信をはじめとした各種PR事業を委託しているところでございます。観光協会とは、本町観光振興の進むべき方向性を共有することが重要であり、今後も積極的に本町観光振興の取り組みを進めるとともに、関連団体と連携を図りながら、協会の特性を生かした事業展開を図り、相互に補完し合うことで、本町の観光振興へとつながるものと考えております。

観光協会は観光振興策の上で重要な組織であり、組織体制づくりにより、今後の観光振興の活性化につなげていければと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。ぜひ、重要な団体ですので、よろしくお願いいたします。

3月の議会でもその方向をお聞きしました、先ほどもお話もありましたその町観光協会の事務局長の件であります。公募ということで進んでいるということですが、どのような募集になっているのか、どのような条件でどんな人材をイメージして募集されているのか、また、状況はどうか、重要なことですので、再度お伺いをいたします。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 観光協会の事務局長募集につきましては、観光協会役員とも協議を重ね、今月末より観光協会での公募による募集を行う予定でございます。

募集要件の求める人材といたしましては、組織の管理運営の経験を有し、本町の観光や地域振興に理解と意欲を持ち、文化・歴史など地域の資源を生かし、総合的に観光をマネジメントする能力を有する方、観光関連諸団体との関係をコーディネートする能力を有する方との考えで、職務といたしましては、本町における観光振興を推進するために観光業、商工業、農林業などとの連携を図り、観光資源を生かした戦略的な観光誘客促進に努めること。町商工会など関連団体と連携を図り、地域づくり活動に積極的な取り組みを行うこと。また、事務局長として、組織全体のマネジメントを実施し、職員の育成を図ることなどを挙げていると聞いております。

観光協会の職員には、今後、旅行や社会の変化に伴い、様々な能力が求められており、町といたしましては、事務局長には本町の観光の軸となるような人材に携わっていただき、地域観光の活性化につなげていきたいと考えております。

以上です。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございます。

まだ、状況はあれですよ、見えないといいますか、ということなんでしょうか。

○議長（中澤莊也君） 観光商工課長、中野裕文君。

○観光商工課長（中野裕文君） 今月末より募集をしますので、その状況になります。

○議長（中澤莊也君） 3番、石山貴美夫君。

○3番（石山貴美夫君） ありがとうございました。

たくさんの質問、町民にとって非常に重要な緊急的な話をさせていただいたと思っております。ありがとうございました。

町の医療に関すること、伝承館周辺開発のこと、また、観光関連の件は本当に待たなしで、早急な対応が必要だと考えている懸案の事項だと思っていることであります。これからの動向にも注目して、随時、適時、また質問をさせていただくつもりでおりますので、よろしく願いをいたします。

午後のお疲れの中、安心してこの町で年を重ねていけるかどうかというテーマのもとに、たくさん質問を伺いました。私たち町民にとりまして、有益な返答を多くいただきまして、ありがとうございました。

川根本町が安心して年を重ねていけるやさしい町となり、ますます発展しますよう祈念いたします。石山の質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中澤莊也君） これで、石山貴美夫君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

◇

**◎日程第2 議案第28号 川根本町国民健康保険税条例の一部を改正  
する条例について**

○議長（中澤莊也君） 日程第2、議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、石山貴美夫君。

○第1常任委員長（石山貴美夫君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

6月14日の本会議において議案第28号 川根本町……

（「議長」の声あり）

（「関連書類がないんですが」の声あり）

○議長（中澤莊也君） すみません、ちょっと暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時52分

再開 午後 2時03分

○議長（中澤莊也君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第2、議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、石山貴美夫君。

○第1常任委員長（石山貴美夫君） それでは、本定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

6月14日の本会議において議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についての付託を受け、審査を行いましたので、その審査の経過と結果について報告をいたします。

審査は、令和元年6月17日月曜日午前9時から9時33分まで実施しました。

審査場所は、川根本町役場本庁3階大会議室です。

出席者は私を含め、第1常任委員会委員6名全員の出席です。また、傍聴者は、当委員会委員ではない6名の議員と一般の傍聴者が3名であります。また、提案者である町長、副町長のほか、説明員として坂下税務住民課長、櫻井戸籍住民室主幹が出席しております。

審査の主たる内容を報告いたします。

審査は担当から条例の改正について詳細な説明を受け、それに対する委員からの質疑、行政側の応答という形で進めていきました。委員からの質疑及び行政側の応答について、報告

をいたします。

委員の質疑、賦課方式について、今まで4方式でやってきて、資産割を県の方針で廃止するというが、県の考え方を確認する。

税務住民課長答弁、かつては国保の被保険者の大半は、自営業者や農林水産業者であった。事業用の資産が多く、資産割を課すことで、所得割を補完する役割を果たしてきた。現在は収益を生まない居住用資産が多いため、低所得者の負担増になっているということから、廃止の流れとなっている。

委員の質疑、町の国民健康保険給付等支払準備基金年度末残高見込み額が1億3,300万円あるが、今後の基金の取扱方針について説明を求める。

税務住民課長答弁、町の基金であるが、平成26年度からこの広域化を見込んで、広域化されたときに被保険者の急激な負担増とならないために使う目的で積み立ててきた。この基金は、増える要素がないので、今後、医療費の増減、被保険者の減少などを考慮し、急激な負担増とならないよう運用をしていく必要がある。

以上であります。

審査の後、討論はなく、採決を起立によって行い、全員賛成で原案のとおり可決いたしました。

以上で、議案第28号委員会付託に関する第1常任委員会審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（中澤莊也君） 委員長報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第28号、川根本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり可決されました。



◎日程第3 議案第29号 財産の取得について

○議長（中澤莊也君） 日程第3、議案第29号、財産の取得についてを議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中澤莊也君） 起立全員です。

したがって、議案第29号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。



◎日程第4 議案第30号 令和元年度川根本町国民健康保険事業特別  
会計補正予算（第1号）

○議長（中澤莊也君） 日程第4、議案第30号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中澤莊也君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中澤莊也君) 起立全員です。

したがって、議案第30号、令和元年度川根本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。



#### ◎日程第5 川根本町議会議員派遣の件

○議長(中澤莊也君) 日程第5、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第129条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。

これに御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(中澤莊也君) 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。



#### ◎閉 会

○議長(中澤莊也君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもちまして、令和元年第2回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 2時12分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和元年6月25日

議 長 中 澤 莊 也

署 名 議 員 中 田 隆 幸

署 名 議 員 藺 田 靖 邦